# 戦時期の鈴木安蔵の言動

# ―「ファシズム」批判と「転向」

はじめに

天皇機関説事件批判 生い立ちとその憲法学

 $\equiv$ 匹 デモクラシーの擁護と「ファシズム」批判

日中戦争開始前後

大東亜共栄圏の肯定

五

#### はじめに

主義批判の増大―――と社会民主主義者の増大と―――を招いて 勢を強いられている。それは、 日本にも影響を及ぼし、共産

社会主義圏の激動によって、マルクス・レーニン主義は劣 その一つであろう。 継党としてマルクス主義からの逸脱に強い抵抗があることも

期に共産党と違って十分に抵抗を貫けなかった無産政党の後 転換が遅れているのは、様々な理由を指摘できようが、戦時 劣等感の対象であった。日本社会党の社会民主主義路線への さに直結する者もあり、「転向」した知識人にとって共産党は して知識人の中には、共産党の非転向をマルクス主義の正し は、敗戦直後、唯一の体系的な科学として優位を占めた。そ したがって共産党が依拠する科学的社会主義=マルクス主義 には反戦と民主化とを担った勢力との正統性が与えられた。 志賀義雄らが獄中で非転向を貫き、そのため敗戦後、 竹 中 佳 彦

義の全否定の形となって現れやすい。今こそ、マルクス主義 のような社会では、社会主義国の瓦壊がそのままマルクス主 きさに比して、日本社会全体には反共的な意識が根強い。こ しかし学界や左翼勢力の中でのマルクス主義の影響力の大

戦時期の鈴木安蔵の言動

日本では、

戦前、

最も弾圧された日本共産党の徳田球一や

鈴木安蔵(一九○四─一九八三年)は、代表的なマルクスな評価を与える最後の機会になりかねない。 者を初めて冷静に把握できるときであると同時に、逆に正当

新安蔵(一九○四──九八三年)は、代表的なマルクス主義の憲法学者・政治学者である。今後、彼も、マルクス主義の憲法学者・政治学者である。今後、彼も、マルクス主主義の憲法学者・政治学者である。今後、彼も、マルクス主主義の憲法学者・政治学者である。今後、彼も、マルクス主主義の憲法学者・政治学者である。今後、彼も、マルクス主主義の憲法学者・政治学者である。今後、彼も、マルクス主義の憲法学者・政治学者である。今後、彼も、マルクス主義の憲法学者・政治学者である。今後、彼も、マルクス主義の憲法学者・政治学者である。今後、彼も、マルクス主義の憲法学者・政治学者である。

彼の体制批判と同時に、彼のいわゆる「転向」の問題も論じたの体制批判と同時に、彼のいわゆる「転向」の問題も論じたいったことのある人物から論じられることが多く、その問題意識も戦前の科学的憲法学の遺産としての鈴木憲法学がど題意識も戦前の科学的憲法学の遺産としての鈴木憲法学がど題意識も戦前の科学的憲法学の遺産としての鈴木憲法学がどりように形成されていったかにあると言うことが多く、その問題がある。本稿は、敗戦までの鈴木の言動に焦点を当ててみたい。鈴本稿は、敗戦までの鈴木の言動に焦点を当ててみたい。鈴本稿は、敗戦までの鈴木の言動に焦点を当ててみたい。鈴本稿は、敗戦までの鈴木の言動に焦点を当ててみたい。鈴本稿は、大戦を

ゆる「転向」の問題を論じたのが、渡辺治「ファシズムの時鈴木の戦前・戦中の憲法学の展開を論じつつ、鈴木のいわ

ていくことにしたい。

え放棄されたときに起こったとされる。 「報告によると、大と鈴木憲法学の形成」という報告である。同報告によると、代と鈴木憲法学の形成」という報告である。同報告によると、人と鈴木憲法学の形成」という報告である。同報告によると、代と鈴木憲法学の形成」という報告である。同報告によると、大と鈴木憲法学の形成」という報告である。同報告によると、大と鈴木憲法学の形成」という報告である。同報告によると、大と鈴木憲法学の形成」という報告である。同報告によると、大と鈴木憲法学の形成」という報告である。同報告によると、大と鈴木憲法学の形成」という報告である。同報告によると、大と鈴木憲法学の形成」という報告である。同報告によると、大と鈴木憲法学の形成」という報告である。同報告によると、大と鈴木憲法学の形成」という報告である。同報告によると、大と鈴木憲法学の形成」という報告である。同報告によると、

に求め、それを掘り下げて天皇制や明治憲法を分析できなものにとどまったこと、第二に、日本の特殊性を「封建性」の「断念」を自分に「納得」させるため、「世界史的必然性」を言い出したのではないかという。さらに鈴木憲法学自体のを言い出したのではないかという。さらに鈴木憲法学自体のが始まったため、「社会変革の展望」に「絶望」し、「変革」が始まったため、「社会変革の展望」に「絶望」し、「変革」が始まったが、大政翼賛会の成立によって政党すらも消滅そして対している。

ることを承知のうえで、「転向」を「権力によって強制されたころ、この渡辺報告だけである。本稿では、様々な議論があら木の「転向」の問題を客観的に論じたのは、管見したと

かったこと、にあるとされている。

ただし本稿は決して鈴木の「転向」の部分だけを取り上げよ異なる見解を持つ。しかし渡辺報告には教えられる点が多い。その結果として本稿は、鈴木の「転向」について渡辺報告とためにおこる思想の変化」という定義に戻って考えてみたい。

## 一 生い立ちとその憲法学

うとするものではない。

#### 1 生い立ち

金木安蔵は、鈴木良雄・ルイの子供として、一九〇四年三台木安蔵は、鈴木良雄・ルイの子供として、一九〇四年三台木安蔵は、鈴木良雄・ルイの子供として、一九〇四年三とも不可能ではなかろう。

道をたどったと言えよう。
一身に背負っていたこともあって、経歴としてまずは順調な績で福島県立相馬中学校に入学した。鈴木は、家庭の期待を彼は、小高小学校高等科一年を修了すると、入試二番の好成んだ。その甲斐あってか、ロシア革命の起こった一九一七年、んだ。その甲斐あってか、ロシア革命の起こった一九一七年、のだめ彼は、「自分の双肩はやかなる雑貨を商」っていた。そのため彼は、「自分の双肩は死のために、「今は一変して貧しき人々の群に入」り、「さゝ死のために、「今は一変して貧しき人々の群に入」り、「さゝ

聖書の勉強もしていた。

聖書の勉強もしていた。

聖書の勉強もしていた。

聖書の勉強もしていた。

聖書の勉強もしていた。

聖書の勉強もしていた。

聖書の勉強もしていた。

なったことも容易に推測できる。もちろん中学時代の彼は、なったことも容易に推測できる。もちろん中学時代の彼の行動のまだマルクス主義を知らなかった。中学校時代の彼の行動のまだマルクス主義を知らなかった。中学校時代の彼は、なったことも容易に推測できる。もちろん中学時代の彼は、なったことも容易に推測できる。もちろん中学時代の彼は、なったことも容易に推測できる。

校内からなくすために、「同盟休校」を起こした。この行動は、また鈴木は、三年のとき、上級生の下級生に対する暴力をそのために弁論部に入った。彼は弁論に秀でていたようだ。命木は、「母を喜ばすため学識を具えた政治家になろうとし」、まって以来の秀才との折紙を付けられる存在」だったという。中学校時代、鈴木の成績は上位にあり、「相馬中学校はじ中学校時代、鈴木の成績は上位にあり、「相馬中学校はじ

り」、「富豪の夢路をたどれるも」、祖父の事業の失敗、父の急

彼の家は、「その昔昨日迄は己が田よ畑よ山林よと人々に誇

っ。 持法』の犠牲者にした淵源をなすものであった」とされてい弁論部での活躍とともに、「氏 [鈴木――引用者] を『治安維

おれている。 鈴木は、一九二一年四月、相馬中学校を四年で修了し、第 かれている。

九二三年、校友会の機関誌『尚志』に「或寂しき夜の想片」九二三年、校友会の機関誌『尚志』に「或寂しき夜の想片」郡の展開の話などを講演した。鈴木は、これを聞き、「それま動の展開の話などを講演した。鈴木は、これを聞き、「それま動の展開の話などを講演した。鈴木は、これを聞き、「それま動の展開の話などを講演した。鈴木は、これを聞き、「それま動の展開の話などを講演した。鈴木は、これを聞き、「それまか、神戸の川崎造船所のストライキや労働運動・社会主義運籍していたすらの地天が一挙に電撃的ショックをうけたような感じであった」という。人間の罪が、神戸の川崎造船所のストライキや労働運動・社会主義運籍していた。一般は、中学時代同様、二高入学後すぐ「尚志会弁論部」に彼は、中学時代同様、二高入学後すぐ「尚志会弁論部」に

く見すぎている」と、『尚志』は頒布を禁止された。その後の

しかし鈴木の文章は「あまりに人生、社会を暗

い。彼の姿を象徴するような事件であったとも言えるかもしれな

のとおもわれ」たと述べている。

たのである。

それはなぜだったのか。ところが翌年四月、彼は文学部から経済学部へと転部する。

彼は入学するや否や、岩田義道、逸見重雄、石田英一郎、彼は入学するや否や、岩田義道、逸見重雄、石田英一郎、彼は入学するや否や、岩田義道、逸見重雄、石田英一郎、彼は入学するや否や、岩田義道、逸見重雄、石田英一郎、彼は入学するや否や、岩田義道、逸見重雄、石田英一郎、

だが彼は、トルストイの『我ら何をなすべきか』と長谷川だが彼は、トルストイの『我ら何をなすべきか』と長谷川だが彼は、トルストイの『我ら何をなすべきか』と長谷川だが彼は、トルストイの『我ら何をなすべきか』と長谷川だが彼は、トルストイの『我ら何をなすべきか』と長谷川だが彼は、トルストイの『我ら何をなすべきか』と長谷川だが彼は、トルストイの『我ら何をなすべきか』と長谷川だが彼は、トルストイの『我ら何をなすべきか』と長谷川

この思いを経済学へ向けさせるのに河上肇が果たした役割とい大きかったと思われる。鈴木は、二高時代から、河上には、大きかったと思われる。鈴木は、二高時代から、河上には、大きかったと思われる。鈴木は、二高時代から、河上には、大きかったと思われる。鈴木は、二高時代から、河上には、一度、『資本論』の研究会を開いた。鈴木は、「社会に起る犯罪貧困幾多悲惨事は……階級対立の現在社会制度のに起る犯罪貧困幾多悲惨事は……階級対立の現在社会制度のに起る犯罪貧困幾多悲惨事は……階級対立の現在社会制度のに起る犯罪貧困幾多悲惨事は……階級対立の現在社会制度のに起る犯罪貧困幾多悲惨事は一時の思想生活には忘れ得ない此事実に気付いた時始めて自分の思想生活には忘れ得ない此事実に気付いた時始めて自分の思想生活には忘れ得ない此事実に気付いた時始めて自分の思想生活には忘れる。

こうして鈴木は、河上に触れるうち、「哲学をやることがあまりにも逃避的なことであるかのように感じ」られ、社会のまりにも逃避的なことであるかのように感じ」られ、社会のまりにも逃避的なことであるかのように感じ」られ、社会のまりにも逃避的なことであるかのように感じ」られ、社会のまりにも逃避的なことであるかのように感じ」られ、社会のまりにも逃避的なことであるかのように感じ」られ、社会のまりにも逃避的なことであるかのように感じ」られ、社会のまりにも逃避的なことであるかのように感じ」られ、社会のまりにも逃避的なことがある方に「哲学をやることがある」というには、河上に触れるうち、「哲学をやることがある」というには、河上に触れるうち、「哲学をやることがあまりに、「哲学をやることがある」というには、河上に触れるうち、「哲学をやることがある」というには、「哲学をやることがある。

大社研と日本労働組合評議会京都地方評議会とによって一九 経済学部に転じた彼は、マルクス主義を研究する一方、京

て」、講義に励んだ。『ヴ・ナロード』(「人民の中へ」――原文)のような情熱をもっ 学校や農民組合の講習会などで山川均の書いたパンフレット を用いて講義した。彼は、一八七〇年代の「ロシアにおける 二五年十一月に創られた「京都無産者教育協会」経営の労働

件の経緯は省略するが、このとき検挙された学生としては、 件 (学連事件)」で検挙されたのである。学連事件は、治安維 彼は、社研に加わっていたため、「日本学生社会科学連合会事 「後年、指導的な共産主義者として弾圧に倒れた岩田義道、野 持法が最初に適用された事件である。紙幅の関係上、学連事 しかし一九二六年、鈴木の一生を変える大事件が起こる。

後の政界に出た実川清之などの人々が含まれていた」。て幅の広い活動を続けた後藤寿夫(林房雄)、代議士として戦 呂栄太郎、学界で大成した石田英一郎、鈴木安蔵、作家とし

予審(判事・難波良蔵==京都地裁)は一月二十六日に始ま

法第七四条第一項)及び治安維持法第二条違反であった。要二十九名が治安維持法第二条違反、石田英一郎は不敬罪(刑 条及び出版法第二六条違反、鈴木や栗原佑、野呂などを含む た。学生たちの容疑は、大田遼一郎ら八名が治安維持法第二 九月十五日に京都地裁の公判に付すという決定が下され

ける偶々マルクス主義を研究し過つてかゝる刑事訴追を受け

はすべて頭脳明晰な篤学の学生で将来有望な人のやうに見受

京都地裁の荒井裁判長は、判決言い渡し後、「被告人の多数

たのである。 ので、三十八人すべてが治安維持法第二条に違反するとされ するに国体及び私有財産制の破壊を目的として「協議」した

た。(語)、水形は禁錮一年六月であったが、判決は禁錮十月だっ場合、水刑は禁錮一年六月であったが、判決は禁錮十月だった。 が、判決は、禁錮一年を最高に十月、八月となった。鈴木の 刑は、禁錮三年、二年六月、二年、一年六月、一年であった したが、五月三十日、裁判所は全員を有罪とした。検事の求 所長荒井操が裁判長となって始まった。弁護人は無罪を主張 公判は、一九二七年四月四日から京都地裁第一号法廷で、

したかもしれない。 とも、彼に両親も資産もなかったことが、彼の決心を容易に この事件によって、自らその枠組みを離脱したのである。もっ 組みの中での知的エリートとしての道を歩んでいた鈴木は、 たにせよ、勉学によって旧制高校、帝国大学という制度的枠 は、判決後すぐ京都帝大を自主的に退学した。資産はなかっ し学生は即日、控訴し、検察も続いて控訴した。しかも鈴木 れ」、京大としても学生を処分することは考えなかった。しか この「第一審の判決は、比較的寛大なものとして受けとら

い」と述べたという。だが鈴木は、「マルクス、レーニン主義由があるのであつて既に法律に触れる以上許すことは出来ないが、然しながら研究の自由もすべて法律の範囲内に於て自があるといふ観念の下にこのやうな行動をしたのかも知れなたことは気の毒に思ふ」とし、「学問といふものは研究の自由

えない不条理と考えざるをえなかった」と回顧している。されるということは、とうてい予想もされず、また問題にしを目ざす結社、そのためにする行為というような論理で処罰の研究、それの信奉自体が、『国体の変革、私有財産の否認』

こうして高校・大学時代を通じて哲学ないし経済学を志し

い自分を見究め、自分に残る道は学問!」というわけだった。するのかという懐疑であった。政治運動、社会運動に適さな恵、森口繁治博士らの諸講莚に列したこともない。京都を去っき、森口繁治博士らの諸講莚に列したこともない。京都を去っき、森口繁治博士らの諸講莚に列したこともない。京都を去っき、森口繁治博士らの諸講莚に列したこともない。京都を去っき、森口繁治博士らの諸講莚に列したこともない。京都を去ったの国家は、そもそもどんな性格をもち、いかなる由来を有さいていった。 この事件だったのである。「わたくしは大学を志させたのが、憲法には関心を持っていなかった鈴木に憲法学ではいたが、憲法には関心を持っていなかった鈴木に憲法学ではいたが、憲法には関心を持っていなかった鈴木に憲法学ではいたが、憲法には関心を持っていなかった鈴木に憲法学

た)。この事件は、鈴木に憲法学を志させる契機となった。

#### ∠ 憲法史・憲法学史研究

に見られるような、彼の時勢に対する言動をも形作っていった見られるような、彼の時勢に対する言動をも形作っていった、憲法史及び憲法学史の研究に始まると言っても過言ではは、憲法史及び憲法学史の研究に始まると言っても過言ではとの考察に向けられていたと言える。したがって鈴木憲法学との考察に向けられていたと言える。したがって鈴木憲法学との考察に向けられていたと言える。したがって鈴木憲法学は、憲法学及び憲法学史の研究に始まると言っても過言では、憲法学史」「日本憲法学、日本憲法学、日本の表述をいる。

いことは承知のうえで、以下見ていくことにしたい。
に思われる。したがってこれにのみ依拠することに問題が多
が、彼の明治憲法の制定、穂積八束や美濃部達吉の憲法学
ただ、彼の明治憲法の制定、穂積八束や美濃部達吉の憲法学
ただ、彼の明治憲法の制定、穂積八束や美濃部達吉の憲法学
ただ、彼の明治憲法の制定、穂積八束や美濃部達吉の憲法学
ただ、彼の明治憲法の制定、穂積八束や美濃部達吉の憲法学の生誕と

生成したと考え、その際に果たした岩倉具実の役割を重視す彼は、「日本憲法イデオロギー」が明治十四年の政変前後に

渡し、一九三〇年、上告は棄却されて、鈴木は獄中の人となっ都大学を去った(一九二九年の控訴審は鈴木に禁錮二年を言い

以上のように、鈴木は、学連事件の第一審判決とともに京

として、やや系統立つた観念体」をいう。憲法的関係」の成立によって「ひろく憲法思想ないし憲法論素中半1」を指し、「憲法イデオロギー」とは「立憲主義的=る。ここで、「日本憲法イデオロギー」とは日本の「憲法イデ

鈴木は、明治十四年の政変により、大隈重信の主張してい鈴木は、明治十四年の政変により、大隈重信の主張していると言われるが、彼は、「旧プロシァ立憲主義の吸収が、誰れよりもとシュタイン(Lorenz von Stein)との影響を受けていると言見る。大日本帝国憲法は、グナイスト(Rudolf von Gneist)とシュタイン(Lorenz von Stein)との影響を受けていると言われるが、彼は、「旧プロシァ立憲主義の吸収が、誰れよりもたに、レスレル〔ロエスレル(K.F. Hermann Roesler)―――引先に、レスレル〔ロエスレル(K.F. Hermann Roesler)―――引たに、シュタインを通じてそれを吸収するに際して、岩倉が、これに盲目的に追随せずして、特に、日本固有の国体を、つこれに盲目的に追随せずして、特に、日本固有の国体を、つこれに盲目的に追随せずして、特に、日本固有の国体を、つこれに盲目的に追随せずして、特に、日本固有の国体を、つこれに盲目的に追随せずして、特に、日本固有の国体を、つこれに盲目的に追随せずして、特に、日本固有の主張してい鈴木は、明治十四年の政変により、大隈重信の主張してい鈴木は、明治十四年の政変により、大隈重信の主張してい

③主権在民論が戦わされた。鈴木はこれを次のように整理しが起こり、①主権在君論、②主権在国家論(主権在君民論)、大隈が下野し、国会開設の詔勅が発せられると、主権論争

被治者に対する命令なりとする説」であり、「議会は統治者の第一の主権在君論は、「憲法は統治者の統治の準則であり、

行する国民の代表者たるに外ならない」とされる。 管府」と位置づけられ、内閣は「大権内閣」であるべきだと は置づけられ、内閣は「政党内閣」であるべきだとされる。 第二の主権在民論は、「憲法は統治者自身遵奉せざるべからざ 第三の主権在民論は、「憲法は統治者自身遵奉せざるべからざ 第三の主権在民論は、「憲法は統治者自身遵奉せざるべからざ 第三の主権在民論は、「憲法は統治者自身遵奉せざるべからざ 第三の主権在民論は、「憲法は統治者自身遵奉せざるべからざ 第三の主権在民論は、「憲法は結長民同治の機関」と は置づけられ、内閣は「大権内閣」であるべきだと 官府」と位置づけられ、内閣は「大権内閣」であるべきだと

政府によつて把握されてゐたこと」に鈴木は注目する。政府によつて把握されてゐたこと」に鈴木は注目する。政府によれば、岩倉と彼に影響を与えた井上毅及びロエスの所によれば、岩倉と彼に影響を与えた井上毅及びロエス鈴木によれば、岩倉と彼に影響を与えた井上毅及びロエス鈴木によれば、岩倉と彼に影響を与えた井上毅及びロエス鈴木によれば、岩倉と彼に影響を与えた井上毅及びロエス鈴木によれば、岩倉と彼に影響を与えた井上毅及びロエス鈴木によれば、岩倉と彼に影響を与えた井上毅及びロエス鈴木によれば、岩倉と彼に影響を与えた井上毅及びロエス鈴木によれば、岩倉と彼に影響を与えた井上毅及びロエス鈴木によれば、岩倉と彼に影響を与えた井上毅及びロエス

は、両者ともに主張したことであった。グナイストはさらに、る。皇室自律主義や統帥権独立、二院制などを確立すること渡欧した伊藤は、グナイスト、シュタインから教えを受け

たところであつたかも知れぬ」と述べている。 ナイストの講義なくしても、すべてレスレルの建白教授しえ 決定的であつたやう」だとしている。しかし鈴木は、すでに 決定的であつたやう」だとしている。しかし鈴木は、すでに が定的であったやう」だとしている。しかし鈴木は、「シュ はゆる責任支出を是認し理由づけた」。そのため鈴木は、「シュ はゆる責任支出を是認し理由づけた」。そのため鈴木は、「シュ

先の主権在君説の系譜に連なるもので、穂積八束から上杉慎ある。その流れは、大きく二つに分けられる。第一の流れは、「日本憲法学」の流れについての鈴木の見方は単純明快で

戦時期の鈴木安蔵の言動

によって創始され、美濃部達吉によって大成された「立憲主家説の系譜を引くもので、有賀長雄を先駆とし、一木喜徳郎――憲法学説」である。第二の流れは、先の第二の主権在国吉へと引き継がれた「正統的歴史学派的――日本主義的

義的憲法学説」である。

金る領域において支配的」なものだという。 されつつも、なほ今日[一九三四年当時——引用者]まで種々されつつも、なほ今日[一九三四年当時——引用者]まで種々されつつも、なほ今日[一九三四年当時——引用者]まで種でいる。この穂積の学説こそ、「諸立憲主義学者によつて論駁でいる。この穂積の学説こそ、「諸立憲主義学者によつて論駁でいる。

国体の変更であるという。

国体の変更であるという。

国体の変更であるという。

国体の変更であるという。

国体の変更であるという。

国体の変更であるという。

国体の変更であるという。

国体の変更であるという。

る。(劉女ノ人又ハ人ノ団体ノ意志ノ規律ニ外ナラ」ないものであ多数ノ人又ハ人ノ団体ノ意志ノ規律ニ外ナラ」ないものであ は統治の形式の違いである。それは、明治末に美濃部達吉と由リテ分カル」。つまり国体は統治の主体の違いであり、政体 言うのであり、国家の名称の相違ではない。そして政体とは、 体とは、統治権者が何人によって構成されているかの違いを 論争した上杉などにも受け継がれている。上杉によれば、国 統治権タル意志ノ規律及統治権ノ行動ノ為メニ用ヰラルル 国体ハ主権ノ所在ニ由リテ定マリ、政体ハ主権行動ノ形式ニ このような穂積の理論は、国体と政体とを分けて捉える。

体精神に照らして取捨」したことにあると指摘している。れらの学説を直輸入したのに対して、穂積が「日本独自の国 釈を批判した。穂積も有賀も、ドイツやオーストリアの学者 主機関説)である。有賀は、憲法発布直後、穂積の第四条解 捉える穂積とは違って、天皇を国家最高の機関と見る学説(君 木・美濃部だった。この三者に共通するのは、天皇を国家と の説を取り入れているのだが、鈴木はその違いを、有賀がそ これに対して、立憲主義的学説を展開したのが、有賀・一

も

『ドイツ』的である」としている。この場合、「ドイツ」的と と見なしてゐるにすぎない」などという理由から、「はなはだ 鈴木は、 有賀の学説を、議会の権限が制限され、二院制が あるいは三権分立についても「国家機関の分業

> 立を包含する」と位置づけている。はゐないが、八束博士の日本主義に対しては、立憲主義的対 は、 いえ鈴木は、有賀の著書を、「その『ドイツ』性は克服され 君主主権的であることを指していると考えられる。

法人説)。つまり国家は、単なる個人の意思の集合体ではなく、 体二元論は否定され、政体のみが憲法上の概念として妥当な 体」である。このような立場からは、穂積らのような国体政 て立憲君主国では、国家の意思決定者は「君主ト議会ノ共同 あるため、その意思を決定するのは国家の機関である。 国家自体が独立した意思を持つ。ただし国家は無形の法人で のとされる。 国家に主権があるとする学説は、国家を法人と見る(国家

る」。(鍛り)である。)のである。)のである。)のである。 別ニヨルモノト元首ノ組織及ヒ地位ニ基クモノト」がある。 しかし主権は国家にあるわけだから、「主権の所在の差による つまり一木によれば、政体は、「統治権ヲ総攬スル機関ノ区

体という言葉が、 るものであるとする。これを国体の違いと呼ぶべきか、 るか民主国であるかは、統治権を行使する機関の相違に関わ の違いと呼ぶべきかについて、美濃部は後者を採用する。 美濃部も、統治権の主体は国家だけであって、 国家の成り立ち、国柄などのような一般的 君主国であ 玉

いては当該国の客観的社会経済的状態である」と見ている。法イデオロギーないし学説の盛衰を決定するものが窮極にお物論の立場から捉えている点である。つまり彼は、「一国の憲して美濃部の立憲主義学説の形成という一連の流れを史的唯して美濃部の立憲主義学説作り、一木による穂積学説批判、そ日本帝国憲法の公定学説作り、一木による穂積学説批判、そ日本帝国憲法の公定学説の形成という一連の流れを史的唯立という。

穂積が日本主義的な憲法学説を構築したのは、「当時〔明治

法論さえ発達しなかったと、鈴木は言うのである。

法論さえ発達しなかったと、鈴木は言うのである。

法論さえ発達しなかったと、鈴木は言うのである。

法論さえ発達しなかったと、鈴木は言うのである。

法論さえ発達しなかったと、鈴木は言うのである。

法論さえ発達しなかったと、鈴木は言うのである。

法論さえ発達しなかったと、鈴木は言うのである。

大日本帝国

八千〇年代にいたった。

大子中の一応の確立を見、それにともなつて、この前後より

大ギリス的立憲政治への転化が徐々に進行し」ていた。穂積

大ギリス的立憲政治への転化が徐々に進行し」ていた。穂積

大ギリス的立憲政治への転化が徐々に進行し」ていた。穂積

大ギリス的立憲政治への転化が徐々に進行し」ていた。穂積

大ギリス的立憲立義への転化が徐々に進行し」でいた。

大日本帝国

大子中代初期」のわが国には、同時代のドイツ立憲主義を受

たのは当然のことだというのだ。 養を内容と」しつつも――穂積学説と対立する見解を展開してあった。したがって彼らが、――有賀は「不徹底な立憲主であった。したがって彼らが、――有賀は「不徹底な立憲主のあった。したがって彼らが、――有賀は「不徹底な立憲主の上であった。したがって彼らが、――有賀は「不徹底な立憲主のを代のドイツとは、ブルジョア社会化されつつあったドイツであった。

したがって鈴木は次のように述べる。」上杉美濃部両博士のしたがって鈴木は次のように述べる。」上杉美濃部博士説のであると言はねばならなのであり、同時に、美濃部博士説の弱点・折衷的不徹底さは、のであり、同時に、美濃部博士説の弱点・折衷的不徹底さは、の段階に入りつつあつたわが資本主義独自の復古的国家主義の段階に入りつつあつたわが資本主義独自の復古的国家主義本の段階に入りつつあつたわが資本主義独自の復古の場合に述べる。」上杉美濃部両博士のしたがって鈴木は次のように述べる。「上杉美濃部両博士のしたがって鈴木は次のように述べる。

こうして鈴木は、

穂積説成立の背景について、「日本資本主

で生まれたのが、穂積八束の理論であり、やがて日本もドイ以上を見ると、日本の資本主義が十分発達していない段階

ツ並みに発展してきたとき、有賀長雄や一木喜徳郎の学理が

説だったと見ているのである。 資本の形成という状況に適合する憲法理論が美濃部達吉の学現れたと鈴木は考えている。さらに、政党政治の開始と独占

しかしこの見方には、問題点も含まれていよう。穂積八束がドイツのハイデルベルグ大学に留学したのは、一八八四年がドイツのハイデルベルグ大学に留学したのは、一八八四年がドイツのハイデルベルグ大学に留学したのは、一八八四年がいイツのハイデルベルグ大学に留学したのは、一八八四年がいイツのハイデルベルグ大学に留学したのは、一八八四年がいイツのハイデルベルグ大学に留学したのは、一八八四年がにイツのハイデルベルグ大学に留学したのは、一八八四年がにイツの大学には、問題点も含まれていよう。穂積八束と述べる。

を結局のところブルジョアジーと封建勢力との単純な図式的学を単に並列的につなぎ合わせて、憲法制定史の豊かな展開もっともつまらないところは、ブルジョアジーの成長と憲法た。したがって「彼〔鈴木――引用者〕の憲法史叙述の中で的な憲法論が再浮上してくるかを説明できないものであっりに直線的に捉えすぎているきらいがあり、なぜ穂積――上杉だが、鈴木の見方は、生産力の発達と思想の展開とをあまだが、鈴木の見方は、生産力の発達と思想の展開とをあま

も出てくるのである。な対抗に還元してしまうところであった』というような批判

考えられる。それを次に考察する。 皇機関説事件で鈴木が美濃部を擁護した議論の要にあったとなりの好意的評価に注意すべきだと思われる。それこそ、天が、美濃部説の制約を指摘しながらも、その役割に対するか史的唯物論の立場にある鈴木らしい見方であるには違いないところで、鈴木の美濃部学説に対する位置づけについては、

### 天皇機関説事件批判

美濃部を擁護する論説を二つ発表している。それに対して、美濃部の学説の制約を指摘していた鈴木が、それに対して、美濃部の学説の制約を指摘していた鈴木が、を弁護する議論はあまりなかった。美濃部の高弟とみなされ美濃部達吉の憲法学説に対する攻撃が起こったとき、これ

していた。ところが、天皇機関説問題が議会を中心にして起するものと位置づけて、美濃部学説の歴史的意味を明らかには有賀長雄・一木喜徳郎の法理を引き継ぎ、穂積学説と対立束の憲法論を継承したものであると捉える一方、美濃部学説東の憲法論を継承したものであると捉える一方、美濃部学説が入れていた。その中で彼は、上杉慎吉の憲法学説は穂積八鈴木は、先に述べたように、憲法史・憲法学史の研究に力

ものとは思われなかった。彼は、「美濃部博士の憲法論は、も鈴木の立場から見れば、美濃部学説は真に国体と矛盾する通性を強調し、上杉学説の異質性を指摘してみせたのである。こってくると、鈴木は、むしろ穂積学説と美濃部学説との共

諸点を列挙するという論じ方もあったに違いない。たがって事件に際して、美濃部の学説が国体を擁護している真剣に、その忠君愛国の情を述べてゐる」と述べている。し真ろん我が国体の尊厳を讃美するものであり、博士自身常に

あるいは逆に、美濃部学説が持つ歴史的意義の高さを強調

しての国家と法学的に考察された『法律上の国家』と」を区に見えるが、上杉が、「ありのまゝに見た単なる自然的事実となる独立的な団体である事実は一応は認めてゐるかの」よう彼は、上杉学説について、「国家が統治権、国民、領土より

ることは論理的に必然的である」と指摘する。しかし上杉は、名ことは論理的に必然的である」と指摘する。しかし上杉は、記念の構成要素が治社であり、この点から言へば、主権者も国家を構成する一要素であり、たゞ、他の要素とは異なつて、国家が独立的の団体であり、たゞ、他の要素とは異なつて、国家が独立的の団体であり、たら、他の要素とは異なつて、国家が独立的の団体であり、この点から言へば、主権者も国家を構成する一要素であり、たら、他の要素とは異なつて、国家の最高地位にある要素、領土を舞台とし基礎として国民を支配する権力者、国家の元首であるとの国家・主権概念にいた国家の最高地位にある要素、領土を舞台とし基礎として国民を支配する権力者、国家とは権力の主体(主権者)だとしていることは論理的に必然的である」と指摘する。しかし上杉は、名ことは論理的に必然的である」と指摘する。しかし上杉は、記論は対象に対象にある。しかし上杉は、記述は、法律上、国家とは権力の主体(主権者)だとしていることは論理的に必然的である」と指摘する。しかし上杉は、名に、法律上、国家とは権力の主体(主権者)だとしている。

他方で鈴木は、穂積が、国家を団体と捉え、それに一つの他方で鈴木は、穂積が、国家を団体と捉え、それに一つの人格であることを認め」ている。鈴木は、これを美濃部のの人格であることを認め」ている。鈴木は、これを美濃部のの人格であることを認め」ている。錦積は、「国家が団体であり、自主的活動をなし、法的諸活動の主体とみなされる。

を唱えているのではないかと鈴木は述べている。

敬神忠君の念」から、その必然性を認めぬために天皇即国家

シテ代表ト謂ブ」(圏点――引用者)としていることによるも思カ国体ノ統一セル法律意思ヲ構成シ表呈スルノ関係ヲ指称思カ国体ノ統一セル法律意思ヲ構成シ表呈スルノ関係ヲ指称といふことになる」のである。「代表」とは、穂積が「自然意家を『代表』するかによつて君主国と民主国とが区別されるない。それが「国家を構成してゐる自然人の自律意思であるため、それが「国家を構成してゐる自然人の自律意思であるため、それが「国家を構成してゐる自然人の自律意思である。「

るとなすのであるが、その説明は、事実においては君主は国主主権説は、君主の意思が国家の意思を『代表』し、決定すこうして、鈴木は以下のように述べている。「八束博士の君

が科学の科学たるゆえんだからである」と。用語例の差は別とするも、結局同一ないし略同一であるべきない。国家現象を実証的に考察すれば、その結論は、表現、ない。国家現象を実証的に考察すれば、その結論は、表現、ない。国家現象を実証的に考察すれば、その結論は、表現がおった。 が科学の科学たるゆえんだからである」と。

しなかつた」とする。それくらい、国家法人説は当時のドイ国家主権説を根柢的に放棄することは出来なかつた、否敢てかわらず、穂積がその学説の中で「国家団体説、国家法人説、鈴木は、穂積が「日本精神的憲法学説」を形成したにもか

調するのである。

「一定の歴史の時期の統治関係を反映し、それを理論的に要約する一歩を踏み出したのである」という。この上杉学説も、遂げた。と同時に、それは従来のそれと異質的のものに転化全的に放棄することによつて、日本的憲法学は、一段飛躍をている。「しかるに上杉博士にいたつて、これを大胆に論難しツにおいて最も科学的な定説であったからであると彼は考え

次のように言っている。あったと考えてよいだろう。鈴木は美濃部との関係について、あったと考えてよいだろう。鈴木は美濃部との関係に由はどこにあったのか。それは、まず彼と美濃部との関係にこのような形で、鈴木は美濃部を擁護したのだが、その理

の理論であることを暗示している。せるものである」と彼は述べ、立憲政治にはもはや不似合い

幾年かに、時折り直接お目にかかって教えをうける機会をあった。ただ博士の東大退官前後、その逝去にいたるまでの士にたいする関係は、もっぱらその論著を通してのもので指導をうけるというようなこともなかったから、美濃部博士の講義をきく機会をもたなかったから、美濃部博業濃部博士の講義をきく機会をもたなかったから、美濃部博業濃部博士の講義をきく機会をもたなかったし、その研究室議署に接したのは、美濃部達吉博士であった。わたくしは、漁署に対しての東京といる。

彼はすでに二高の一年のときに、美濃部の『時事憲法問題

戦時期の鈴木安蔵の言動

批判』を読み、国体問題に関する美濃部説への批判は不当で批判』を読み、国体問題に関する美濃部のていったと回想したくしが模索していた明治憲法の本質把握が、専門的な憲法だくしが模索していた明治憲法の本質把握が、専門的な憲法だる、美濃部の「日本憲法の特色」を読んだ。「この論文は、わたくしが模索していた明治憲法の本質把握が、専門的な憲法ををあたえ」、「折りをえて、なお直接美濃部関への批判は不当ではる。

との個人的な交流があったためであろう。問題となった当初に鈴木が所見を明らかにしたのは、美濃部訪問している。この時点以前であったにせよ、天皇機関説が訪問している。この時点以前であったにせよ、天皇機関説が検事うちに、天皇機関説事件が起こった。鈴木は、美濃部が検事うちに、天皇機関説事件が起こった。鈴木は、美濃部が検事うちに、天皇機関説事件が起こった。鈴木は、美濃部が検事

寂しかったのか、「問題が大きくなってわたくし〔鈴木――引異なこととを感じた」と言っている。美濃部は、そのことがちから何一つ正面切っての抗議も発表されなかったことの奇理不尽さと、これにたいして東大はじめ京大その他の学者た博士にたいする社会的迫害から法的追及にまでおよぶことの博士にたいする社会的迫害から法的追及にまでおよぶことのはかも、彼は、「一体このような理論的には問題とならないしかも、彼は、「一体このような理論的には問題とならない

題を論じてくれて』といわれた」という。用者)がお会いしたとき『誰も発言しないのに貴方だけが問

出してくることが有効に思われたのだろう。えず、したがって憲法を国体の観点から説明した穂積を借り えると力説したところで、天皇機関説に対する攻撃は政治的 国家法人説・天皇機関説は、主流的定説的学説となつたと言 たからであろう。たとえ、「少なくとも学界内部においては、 の外部から、天皇機関説排撃が叫ばれ、日本憲法法理の説明 的論争として戦はされ」ているならよいけれども、「全然学界 に、「主として学界論壇の内部において、ともかくもなほ学術 との異質性を指摘したのは、美濃部・上杉論争のときのよう 運動であるため、それに論駁する手段としては有効ではあり 公認の統一的学説たらしめようとする運動が展開されて」い としては天皇主権説のみが正しいと強調力説し、これを国家 このように鈴木は、美濃部に個人的に師事していたこと、 また彼が、穂積と美濃部との共通性を強調し、 穂積と上杉

ていないと感じたこと、そして学界の外から政治的運動とし 東大や京大の人々がこの問題について有効な美濃部弁護をし 共通点を指摘するという手段をとったと考えられるのだが、 濃部批判に反論するために、鈴木は、穂積八束と美濃部との する必要を感じたように思われる。非学術的・非科学的な美 て美濃部批判がなされていたことなどにより、美濃部を擁護

> だろう。 状況は憂うべきもので、自己の存在にも関わる問題であった 彼にとっては、美濃部のような考えすら認められない日本の

### デモクラシーの擁護と「ファシズム」 批判

まったというのである。理するといふ風な官僚的立憲政治すらも今や消滅して」し 兆 を示した」。議会政治の「質的変化」とは、彼によれば、 官僚化・上からのファッショ化は一段と深くなつた。 政党内閣制の確立によつて表現されてゐた議会政治完成の逆 争が始まるこの時期、彼のデモクラシー観や「ファシズム」 大衆との接触を失はない政党の支持・協力を仰いで国政を処 が介在し、内外の情勢に通じている官僚が「ともかくも国民 「一層の民主性喪失」である。つまり広田内閣では組閣に軍部 に広田内閣にいたつては、この傾向は明らかに質的変化の徴 転、崩壊の第一段階を示した。岡田内閣は、その継続であり、 を次のように評した。「斎藤内閣は、『非常時』内閣として、 憲政治に関して多く論じている。やがて日中間に全面的な戦 (以下括孤略)観はどのようなものだったのか。 鈴木は、当時、斎藤実・岡田啓介・広田弘毅の三つの内閣 一九三六年から一九三七年にかけて、鈴木は、 議会制や立 しかる

その広田内閣が成立したころ、「我が議会政治はどうなつてその広田内閣が成立したころ、「我が議会政治はどうなつてがあると言語であらうと信じ、その刷新策を説く」者もいた。あるいは、デあらうと信じ、その刷新策を説く」者もいた。あるいは、デあらうと信じ、その刷新策を説く」者もいた。あるいは、デあらうと信じ、その刷新策を説く」者もいた。あるいは、デあらうと信じ、その刷新策を説く」者もいた。あるいは、デあらうと信じ、その刷新策を説く」者もいた。あるいは、デカーの必然たる存続を主張し、また今後必らずや更に復活するでの依然たる存続を主張し、また今後必らずや更に復活するでの依然たる存続を主張し、また今後必らずや更に復活すると論がる人も」が成立したころ、「我が議会政治はどうなつてズムなどゝは呼ばるべきではないと駁する人も」いた。

保障されているか、またその「国民」を代表する議会が国家でルジョアを相当な部分とする「国民」の自由権がどの程度で、ブルジョア・デモクラシーの成熟度の指標は、る。そこで、ブルジョア・デモクラシーの成熟度の指標は、高規定を行う。まず彼は、ブルジョア・デモクラシーとは、意規定を行う。まず彼は、ブルジョア・デモクラシーとは、そこで鈴木は、デモクラシーとファシズムとについて、概そこで鈴木は、デモクラシーとファシズムとについて、概

考へられるが、しかし旧制度に代る新しい政治形態としては、 といこのは、厳密にはデモクラシーの範疇に入り得ないとも をのような観点から、彼がデモクラシーの主たる形として をのような観点から、彼がデモクラシーの主たる形として をのような観点から、彼がデモクラシーの主たる形として をのような観点から、彼がデモクラシーの主たる形として をのような観点から、彼がデモクラシーの主たる形として をのような観点から、彼がデモクラシーの主たる形として をのような観点から、彼がデモクラシーの主たる形として をのような観点から、彼がデモクラシーの主たる形として をのような観点から、彼がデモクラシーの主たる形として をのような値置を占めているかであるという。 運営の中でどのような位置を占めているかであるという。

る生産力、社会秩序の負担者が要求する政治原則につながる内容たる自由権確保・国民代表の徹底的完成者として新たな如何なる意味においてゞあるかの問題をさらに具体的に解決如何なる意味においてゞあるかの問題をさらに具体的に解決如何なる意味において議会政治の存在について需り得るのはが議会政治が如何なる類型の政治形態・政治関係であるか、が議会政治が如何なる類型の政治形態・政治関係であるか、が議会政治が如何なる類型の政治形態・政治関係であるか、が議会政治が如何なる類型の政治形態・政治関係であるが、が議会政治が如何なる類型の政治形態・政治関係であるが、が議会政治が知何なる類型の政治形態・政治関係であるが、が、が、これらの憲法の内容をそれぞれ吟味したうえで、「我

している。(超)とはいて旧制度そのものとは区別さるべき」だとそのかぎりにおいて旧制度そのものとは区別さるべき」だと

戦時期の鈴木安蔵の言動

必然的にファシズムに転化するからである」としている。とゝもに、他方資本制的秩序の存続するかぎりにおいては、

ズムの発展に対する反証とも防寨ともなり得ない。変質せしめつゝあるかぎり、かゝる議会の存在は何らフアシ変質せしめつゝあるかぎり、かゝる議会の存在は何らファシ どの「今日なほ直接的ファシズム独裁にいたつてゐない資本 う論理は否定される。つまり、次のように言っている。「もし ているという事実だけで、ファシズムは進展していないとい ている。このような見方からすれば、例えば、議会が存在し ム独裁そのものではないが、それと「不可分的関聯を有し」 制国家に見られるごとき政治形態・政治関係」は、ファシズ も議会が、本来のデモクラシー的機能を果し得ないものであ 鈴木によれば、議会政治の民主性の喪失や政治の独裁化な しかも独占資本の政治的独裁化の要求に順応して自己を

成政党が官僚的勢力にあるひは押され、或は妥協して、何ら はこれを運用する政党の内容にかゝつてゐるのであるが、既 会は一層微力である。議会を実質的に生かすも殺すも、 とき観さへあるのみならず、政治的勢力関係から見れば、 並存、行政権の強大等)、あだかも行政機関の一附属機関のご 本は、議会が国家統治の中心機関である英仏と違っている。 (立法権、予算審議権の微弱、会期の短少、貴族院、枢密院の 制度的に言つても、すでに幾多重要な権限上の制限があり 彼は、当時の日本の議会の状況を次のように見ている。日 議

> 我が議会は、今日真実に国民大衆の利害、権利を擁護し代表 く奪われてゐるのである」。 表者の一定部分は、そもそもの最初から、〔空白十一字〕を全 し得る機関ではない。加ふるに、すでに労働者農民大衆の代 民主主義のための闘争を完成しようとしないのであるから、

る。 らとファシズム独裁との共通性を次のように指摘してもい 厳然たる区別をつけていたことを述べた。しかし彼は、それ シーの類型としてあげ、「旧体制」――封建制のことか――と 先に鈴木が、外見的立憲主義や仮装絶対制などをデモクラ

「形式的には、憲法に準拠せる議会政治であるにしても、

であらう」。 であらう」。 であらう」。 であらう」。 であらう」。 であらう」。 であることを、毫も防げない に形式上には憲法が遵守され、議会が存続せしめられようと 新しき目標に順応せしめてモディファイされるならば、 になされ、オートクラティックな旧形式、旧内容を、 の要求、官僚イデオロギー、国際国内両者の危機克服のため であつて、もし、その運用が意識的に今日のごとき独占資本 限が甚だしく制限されてをるばかりでなく、名目上の権限さ その憲法が極めてオートクラティックであり、その議会の権 いはゞ外見的立憲主義ないし仮装絶対制とも呼ばるべきもの へも有名無実であるやうなものであつたなら、かゝる政治は、 当面の 如何

ており、大資本も打撃を受けるという一面がある。「それが急進的な改革は、中間層の「大資本に対する反感」から起こっその「帰着するところは資本制的秩序の再建であ」るという。ている。そしてその中間層は、「資本制的基礎」から免れられている。そしてその中間層は、「資本制的基礎」から免れられるが、ファシズムの支持層が中間層であることに注意し

編制であり、危機救済である」という。い。反財閥を標榜しつゝも、その運動の帰結は資本主義の再は畢竟現資本主義体制の修正であり形態変化に終る外はなば、「この運動は、その志す目標の如何にかゝはらず、現実に

信仰せしめるゆゑん」だと鈴木は見ている。しかし彼によれ所謂『財閥』支配とは別個な全国民的政治であるかのごとく

ファシズム・ディクティターシップをして、最初は何かしら

鈴木は、「議会改冶杉態の字売こついては、議論の余也はして彼と異なる見解を示す蠟山政道を批判している。

態において、或る程度までは行進し得る」というわけである。この運動が、さほど露骨に行はれず、いはゆる『合法的』形 である」。しかし議会政治の外見的な民主性さえ修正・止揚す して窺はれる」と彼は見る。 らのファッショ化』ともいふべきかゝる傾向の進展は歴々と 審議機関の設置、諸立法」を要求しており、「いはゆる『上か るために、「現状維持的な支配層」は「内閣制改革、議会外の とし、かゝる急激な革新運動を回避せんとしてゐるのは当然 精々その部分改革によつて新たな情勢により良く適応しよう ヂョアジーや政党やが全体として依然議会政治を固執し、 ずる混乱、失費の損害も甚大であると予想されるから、ブル ないとも限らないのであるし、またその新体制への過渡に生 とになる。「場合によつては自己直接の支配が可成り妨げられ 議会政治に執着するのは、「本質的な」反対ではないというこ ファシズム運動が易々と完成し得るであらうし、同時にまた、 てゆくか」が問題だとしている。つまり「我が国においては く、「その形態のうちに働く政治関係そのものが如何に変化 したがって彼の見るところでは、ブルジョアジーや政党が 鈴木は、「議会政治形態の存続については、議論の余地はな」

多大な犠牲を伴い、できれば、「従来の政党や政治勢力をそのつまり資本家や地主にすれば、 新しい政治形態になるのは

戦時期の鈴木安蔵の言動

いる。 は、新しい政治形態による支配を樹立し」て、損まゝ転用して、新しい政治形態による支配を樹立し」で、「彼れらは、かゝる地盤、人的関係をも一新するだけの決意は持つて」いるのだという。鈴木は、資本家やまない」ので、「彼れらは、かゝる地盤、人的関係をも一新するだけの決意は持つて」いるのは、その程度にすぎないとして、強いる。

大防衛は期待されない」というのである。
 大力である。「如何にそれ自身立憲主義的方法に依存しようるだけである。「如何にそれ自身立憲主義的方法に依存しようるだけである。「如何にそれ自身立憲主義的方法に依存しようを政治形態を廃止せずして達成しようと」(圏点原文)していた。機関説克服、積極的外交政策、国政一新等々」を「議排斥、機関説克服、積極的外交政策、国政一新等々」を「議事によれば、広田内閣は、自ら掲げた「自由主義

これを「合法ファッショ」と呼ぶかどうかは別として、否定を断行しようとしつゝある企図、方針ないし運動」の存在は、「現在の政治・法律機構の根柢を別して変革することなしは、「現在の政治・法律機構の根柢を別して変革することなしは、「現在の政治・法律機構の根柢を別して変革することなしは、「現在の政治・法律機構の根柢を別して変革することなした、帝国憲法の許す範囲内で、ファシズム独裁的な強力政治を断行しようとしつゝある企図、方針ないし運動」の存在は、市工の政治のファシズム他の進展をクテイタシュップを準備し、全政治のファシズム化の進展をクテイタシュップを準備し、全政治のファシズム化の進展をを断行しようとして、否定という。

権の不徹底、働く農民に対する土地の保証なきこと、寄生地権の不徹底、働く農民に対する土地の保証なきこと、寄生地べきは、「言論自由はじめ国民の全自由権の極度の制限、参政であ」ると彼は認識しているのである。 (ば、「国民自由権」の確保、参政権の普及、議会の権限拡大、は、「国民自由権」の確保、参政権の普及、議会の権限拡大、は、「国民自由権」の確保、参政権の普及、議会の権限拡大、である。「かゝる政治現象は、明らかに、ファシズム・できないとする。「かゝる政治現象は、明らかに、ファシズム・できないとする。「かゝる政治現象は、明らかに、ファシズム・できないとする。「かゝる政治現象は、明らかに、ファシズム・できないとする。「かゝる政治現象は、明らかに、ファシズム・できないとする。「かゝる政治現象は、明らかに、ファシズム・

えたのだろう。ただ、これらが当時、実現される可能性は少こうした点が実現されれば、ファシズムに至らないと彼は考小、議会の会期延長などを実行すべきであるともしている。小、議会の会期延長などを実行すべきであるともしている。「顧」などによる制限のない普通選挙の実施、貴族院の権限縮、生の存在、労働条件の劣悪、労働時間の長いこと、失業保険主の存在、労働条件の劣悪、労働時間の長いこと、失業保険

### 四 日中戦争開始前後

なかった。

判も検討も必要としない絶対的真理ないし不可侵的聖物でゝ「近来『我邦独特の憲政』といふ言葉が、それだけで一切の批の主張は、日中全面戦争の開始直前にもなされている。彼は、国民の自由権を確保し、議会の権限を拡大せよという鈴木

するものである」と指摘する。の「旧プロシア的」欠陥を復活させ、「立憲政治を破棄せんとの立憲政治家の努力によって克服されてきた大日本帝国憲法もあるかのやうに言ひ触らされてゐるが」、それは、これまで

に強く反発を覚えたと思われる。それは、彼が伊藤博文に対して厳しい評価を下しているにもかかわらず、「日本独特の立恵政治」という主張が「嘗て伊藤博文たちすらが認め、導入した程度の立憲主義的原則――それは……不完全なものであした程度の立憲主義的原則――それは……不完全なものであったにしても猶ほ或る程度立憲主義的なものであったにしても猶ほ或る程度立憲主義的なものであったにしても猶ほ或る程度立憲主義的なものであった。

彼はこうした手段を多く使うようになっていく。と見ることもできよう。しかし以後、戦争の本格化に伴って、と見ることもできよう。しかし以後、戦争の本格化に伴って、を指摘したのと同様、状況に応じて彼がとった便宜的な手段との方法は、天皇機関説事件の際、穂積と美濃部との共通性いた論文の中で全面にわたって展開しているわけではない。伊藤ら憲法起草者に依拠して現実の憲政論を批判するとい伊藤ら憲法起草者に依拠して現実の憲政論を批判するとい

割を果たしたという報道にも批判的に反応する。盧溝橋事件次近衛文麿内閣成立に際して、湯浅倉平・内大臣が重要な役ところで、議会政治を十分機能させたいと願う彼は、第一

このような疑問を持つ鈴木は、内大臣や元老といった制度大臣を置かねばならぬ理由が何処にあるであらうか?」。すに侍従長あり、諮問機関として枢密院もあるのに、更に内り、宮中の事務については宮内大臣あり、側近常侍の任を果ように疑問を呈している。「一国の政務については国務大臣あが発生した日に脱稿した論文で、彼は、内大臣について次のが発生した日に脱稿した論文で、彼は、内大臣について次の

表的な制度」であると言っている。 表的な制度」であると言っている。 を振」うという非立憲性を批判する。「憲法上の機関である」 を振」うという非立憲性を批判する。「憲法上の機関である」 を振」うという非立憲性を批判する。「憲法上の機関である」 を振」うという非立憲性を批判する。「憲法上の機関である」 を振」うという非立憲性を批判する。「憲法上の機関である」 を振」うという非立憲性を出判する。「憲法上の機関である」 を振」うという非立憲性を出判する。「憲法上の機関である」 を振」うという非立憲性を出判する。「憲法上の機関である」 を振」うという非立憲性を出判する。「憲法上の機関である」 を振」うという非立憲性を出判する。「憲法上の機関である」 を振」うという非立憲性を担当する。「憲法上の機関である」 を振」うという非立憲性を担当する。「憲法上の機関である」 を振」うという非立憲性を担当する。「憲法上の機関である」 といるごときは、これまた極めて反立憲主義的な制度」であると言っている。

族院」よりも力が弱いうえ、国務大臣を左右できず、「政治的いふ非立憲的現象が生ずるの」は、衆議院が、「天降り的な貴儼然と存在して、国家の最高人事、国策の樹立決定に与ると軍令部総長、枢密院議長などが含まれている――引用者〕が耳六臣のほか、宮内大臣、侍従長、侍従武官長、参謀総長、八大臣のほか、宮内大臣、侍従長、侍従武官長、参謀総長、こうした「衆議院からは超然せる無責任な大官僚群〔元老、

戦時期の鈴木安蔵の言動

た元老およびその周囲の重臣たちと、他方、所謂、軍部である全官僚機構を決定的に動かす力は、従来の最高勢力であつるように、立憲政治とは名ばかりであって、議会は官僚群の下の「『無花果の葉』として存在」する「官僚政治」だという下の「『無花果の葉』として存在」する「官僚政治」だというにも今や全然諮問官庁化されんとしてゐる」からであると鈴にも今や全然諮問官庁化されんとしてゐる」からであると鈴

は、「我が国の官僚的立憲政治の封建的な官僚的な不具性、不塞」であると期待することを批判する。つまりそれらの期待に見たのと同様、元老や内大臣などが「反ファッショの一城当時の政治構造を以上のように捉える彼は、したがって先

述べている。

る。議会、政党、国民のごときは殆ど問題ではない」と彼は

である」と彼の立場は徹底している。の官僚性に対しても、明確な批判意識を持たねばならないの元老、内大臣、枢府議長などが最高決定権を振ふ我が立憲制対する過当な信頼に由来すると」いう。「然しながら私たちは、徹底さに対する恐怖から生じた元老、内府等の現状維持派に徹底さに対する恐怖から生じた元老、内府等の現状維持派に

まず彼は、近衛文麿が日本と中国との提携を欲していると勃発に対して、彼は感想を書いている。が起こり、日本と中国とは全面戦争に突入する。日中戦争の

鈴木が議会制に関する論陣を張っていたとき、

廬 溝橋事件

には堪へがたい」と言っている。

この鈴木の日中戦争に対する疑問は、戦争に対する批判がこの鈴木の日中戦争に対する疑問は、戦争に対する批判が高速に全地球を蔽ひ尽さうととはいえ、「日支事変の暗雲が急速に全地球を蔽ひ尽さうととはいえ、「日支事変の暗雲が急速に全地球を蔽ひ尽さうとして来た事態の下」であっても、彼は、英仏と違って、日本では議会に実質的権限がなく、官僚的な勢力が強いという認問にとどまっており、論理的な批判たりえていない。間にとどまっており、論理的な批判たりえていない。間にとどまっており、論理的な批判たりえている。そのためこの鈴木の感想は、削除処分を受けている。として批判し、無任所大臣制も「前立憲主義的」だと見ている。

結合し」、国務も内閣の合議によって決せられるべきだとすに迎合する面が見られる。彼は、内閣の主務大臣は「国民とただ、日中戦争下の政治に対する鈴木の発言に若干、時流

例外たり得ないかに思はれる」。内閣審議会、内閣調査局、企 は、我々の目撃してゐるところであるが、我が国も今やその る。 家の最近の政治体制が、かゝる方向に再編成されてゐること 少数決裁主義が支配者の間に要望される。全世界の資本制国 る事態の下においては、討論的な多数合議制よりも専行的な しかし彼は次のように言う。「たゞ政治経済外交の急迫せ

る」という。内閣調査局、企画庁の企画院への再編や内閣参 力政治の形成----引用者〕に対しても飛躍的解決を迫つてゐ 議制、あるいは大本営の設置は、この「解決」の手段である そして「北支事変から支那事変への発展は、この問題 (強

というのである。

建設に対する要望に発するもの」だと彼は述べている。画庁といった組織の設置は、このような「強力政治の合法的

るであらう」と述べている。彼は、この内閣参議、企画院、 さらに彼は、 内閣の一致が大本営の下で行われていくだろうと予想する。 完成され、我が皇国日本の国威発揚に万遺憾なきが期せられ れ、そこにおいて正に刻下の戦時状態に適応する政治形態が 「内閣参議と企画院と内閣とが更らに一致することが予想さ 彼は、「少なくとも支那事変の重大性に徹すれば」、今後、 大本営は、「純然たる統帥機関であ」るが、「今

国夫々の全国民生活、 日の戦争のごとく、

戦争が単に戦場だけの問題でなく、

経済財政機構に直接的関係を有する場

戦時期の鈴木安蔵の言動

ろう。 る。戦時中という事情を考えればやむをえない面もあるが、②を認識者だらざるを得ないのである」と言っているのであ これまでの彼の議論とは異質な部分を見出すことができるだ 合においては、戦争の最高指揮機関は、同時に全政治経済の

日中戦争前に書い

れたようだ。 すものであり、社会主義国の憲法を礼賛するものだとみなさ 治」、「ソヴエト憲法改正雑感」は、プロレタリア独裁を目指 られた「立憲政治と独裁政治」、「デモクラシーと我が議会政 発行に「何の心配もしなかった」という。しかし同書に収め たもので、それらを編集したものだったから」、鈴木は、 公論』『改造』『法律時報』など当時の代表的雑誌に発表され この著書は、「いずれも昭和十一年から十二年にかけて『中央 憲政の諸問題』が即日発売禁止となったことと関係深かろう。 た諸論文をまとめて一九三七年十月二十日に発行した『現代 こうした彼の発言の微妙な軌道修正は、

日の国策にたいする君の批判と見ねばならない』というよう のような論文類をまとめて一冊として出すということは、 国同盟を結んで中日戦争にも突入している重大なときに、こ だが警視庁側は、「『それを発表した当時はともかく、 の中で問題のなかったものを論文集としたまでだと答えた。 警視庁の呼び出しに対して鈴木は、これまで発表した論文

できないと言われたようだ。ているから治安維持法を適用しはしないが、放置することもなこと」を述べたという。検事局では、鈴木は書斎で研究し

事・尾佐竹猛が、「当局ははじめから君を狙っているのだ。法の人間が「中日戦争」という言葉を使ったとは思われない。ただ、彼が出版法第二七条違反で起訴されたのは事実である。 裁判では、罰金百円の有罪判決が下った。彼は判決に不る。 裁判では、罰金百円の有罪判決が下った。彼は判決に不能だった。しかし憲法史研究で世話を受けた一九三七年十月の時点確である。彼がこの呼び出しを受けた一九三七年十月の時点確である。彼がこの呼び出しを受けた一九三七年十月の時点

編纂委員を辞任した。
編纂委員を辞任した。
編纂委員を辞任した。

た」。鈴木と親交のあった人物は、「先生〔鈴木のこと――引窓」。鈴木と親交のあった人物は、「先生〔鈴木のこと――引に時事論文的なものは書かないし、また書けなくなってきこのような事件が起こり、鈴木は、「もはや総合雑誌その他

用者〕は『現代憲政の諸問題』が発刊禁止になったことが、用者〕は『現代憲政の諸問題』が発刊禁止になったことが、自らの言論発表の場を確保するために、日中戦争下の政治を自らの言論発表の場を確保するために、日中戦争下の政治を自らの言論発表の場を確保するために、日中戦争下の政治を自らの言論発表の場を確保するために、日中戦争下の政治を多少肯定的に描くということは、ありうる選択だったとが、用者〕は『現代憲政の諸問題』が発刊禁止になったことが、用者〕は『現代憲政の諸問題』が発刊禁止になったことが、

## 五 大東亜共栄圏の肯定

#### 1 大政翼賛会をめぐって

は述べてハる。 があろうというような結論に到達したようにおもう」と鈴木

由』な会合であった」。そして美濃部達吉や佐々木惣一を初め、「憲法史研究会」を発足させる(一月十九日)。 鈴木はすでに、大久保・深谷・田中とは「明治史研究会」を作って親交を深大久保・深谷・田中とは「明治史研究会」を作って親交を深大久保・深谷・田中とは「明治史研究会」を作って親交を深大久保・深谷・田中とは「明治史研究会」を作って親交を深大久保・深谷・田中とは「明治史研究会」を作って親交を深大久保・深谷・田中とは「明治史研究会」を発して、鈴木とで、一九四一年になって、伊東を主宰者として、鈴木そこで、一九四一年になって、伊東を主宰者として、鈴木

たのか。 をのような論調を繰り広げていっ態度をとった彼は、その後、どのような論にやや迎合するかのようなし日中戦争開始後の論文で、時流にやや迎合するかのようなも、鈴木は、このように憲法史の研究を続行していた。しか日中戦争が始まって太平洋戦争に至ろうかとする時期に多数の学者がそれに参加していた。

の産物たる矛盾、困難を克服し得るごとき強力にして国民の帝国憲法の条章――引用者〕を恪遵しつゝ、現在の既成秩序としてはこの不滅の大典として発布されし根本条章〔大日本られ、鈴木もその一人として発言している。彼はまず、「希望一九四〇年、近衛の新体制について、各方面から声が寄せ

戦時期の鈴木安蔵の言動

くなり、作り栄えも変り栄えもせぬ単なる一つの新しい既成「然しともすると所謂現状維持派の要望と妥協せざるを得な生活と融合せる政治組織であつてもらひたい」と言っている。

政党となる虞れが有りすぎる」とも述べる

他によれば、その程度の「革新」にとどまれば、「結局あり他によれば、その程度の「革新」にとどまれば、「結局あり他によれば、その程度の「革新」にとどまれば、「結局あり他によれば、その程度の「革新」にとどまれば、「結局あり他によれば、その程度の「革新」にとどまれば、「結局あり

して革新的なる政党たらねばならぬ」としている。精神に基づく大政翼賛の政治を顕現する為」、「真に挙国的にす。之等既成政党の解消が前提である」と述べ、「職分奉公の政党政派の離合集散であつては何等の意義がないと思ひま政党政派の離合集散であつては何等の意義がないと思ひまかけではない。例えば、浅沼稲次郎も、鈴木同様、「現存せる新体制待望論が多く、鈴木の意見が極めて異例だったという新体制に対する見解も、

かゝらなければならぬ」と述べている。赤松克麿は、新党はら」ないとし、「国内の新体制の創設に軍官民協力一致して根ざしを持つ軍官民有志の強力なる横断的結成でなければなした既成政党(議会党)の合同ではなくて、国民各層に深いまた近衛を支えた後藤隆之助は、「新党は国民生活から遊離また近衛を支えた後藤隆之助は、「新党は国民生活から遊離

基き国民協同体の実質を完遂すべき」だとしている。機関」としての性格を持つべきであり、「大家族主義の本質に機関」としての性格を持つべきであり、「大家族主義の本質に日本民族の世界観に立つ政治理念を中心とする国民的指導

これに対し、清沢洌は、「私は何人にも白紙委任状は預けなてゝ国事に尽す覚悟を定めてほしいと」言うのみである。てゝ国事に尽す覚悟を定めてほしいと」言うのみである。いう三点のみを掲げている。時勢に対して批判的だったと」、「我党に非ずんば人に非ず式の独善に陥らないこと」とと、「我党に非ずんば人に非ず式の独善に陥らないこと」とというではない。回答が簡潔すぎて、賛否が不明瞭な人もいないではない。回答が簡潔すぎて、賛否が不明瞭な人もいないではない。

している。

ところで彼は、これまでの議会は、形骸化を憂えるほど実

いように思われる。
いように思われる。
いように思われる。
に変しているます。従つて近衛公の新党に対してもその政策が分るまで全的な信任は差控へ」ると言い、「今のところ新策が分るまで全的な信任は差控へ」ると言い、「今のところ新策が分るまで全的な信任は差控へ」ると言い、「今のところ新策が分るまで全的な信任は差控へ」ると言い、「今のところ新策が分るまで全的な信任は差控へ」ると言い、「今のところ新策が分の意見は、新党を無条件に受け入れようというもの政策が分の表

差し当たり、一九四一年の『日本政治の規準』や一九四二年時期の他の著作・論文からも見出すことができる。ここでは、変わらない意見を持っていた。そのような傾向は、彼のこの見せていた鈴木は、新体制運動の展開に際し、大勢とあまりこのように、日中戦争の勃発にやや時勢に迎合する傾向を

賛体制を確立する手段として「公明正大、合法的」なものと国憲法の規定・精神を尊重恪邁する立場に立つ」もので、翼国策翼賛の議会がもたらされると考えるのは楽観的すぎると国策翼賛の議会がもたらされると考えるのは楽観的すぎるとはべている。そして彼は、新体制運動について、「飽く迄も帝」が、成成政党の消滅によって、生まれ変わったようなの『政治・文化の新理念』ではなく、それらと同時期に書かの『政治・文化の新理念』ではなく、それらと同時期に書かの『政治・文化の新理念』ではなく、それらと同時期に書かの『政治・文化の新理念』ではなく、それらと同時期に書かの『政治・文化の新理念』ではなく、それらと同時期に書かの『政治・文化の新理念』ではなく、それらと同時期に書かの『政治・文化の新理念』ではなく、それらと同時期に書かの『政治・文化の新理念』ではなく、それらと同時期に書かる『政治・文化の表記を確定』ではないます。

が常に翼賛議会として機能することを要請しているというの議会でならなければならなかつた」。つまり明治憲法は、議会は協賛することによつて真に正しき翼賛をなし得る」(圏点原文)。「協賛の責務を」果たすには、私利がなく、帝国に尽原文)。「協賛の責務を」果たすには、私利がなく、帝国に尽信をは協賛することによつて真に正しき翼賛をなし得る」(圏点額定本来の精神、その厳密なる用語例より論ずれば、帝国議質的なものではなかったとし、次のように述べている。「憲法

せよ、従来諸政党の行なつて来た対議会方策を代行したとし樹立された組織である。大政翼賛会が、その形式は異なるに日の高度国防国家の完成には不適当なりとし、それに代つてば、「大政翼賛会は、……対立諸政党の存続を以てしては、今ば、「大政翼賛会とで彼は、大政翼賛会を肯定する。彼によれ

である、

の協賛は、これまで政党を通してなされてきた。しかし「高ても」。すなわち明治憲法は議会の翼賛を要請しているが、そ赞の仕方が不十分であり、誤まつてをつた場合はあつたとしあつたので、またそれで差し支へなかつたのである。その協会の協賛は、実際は政党を通しての、政党によつての協賛でても、……憲法上何ら問題となる筈はない。従来とても、議

そのため彼は次のように言う。「全議員を網羅した既においてある」。

の集権化は、国防国家体制上必至とするところであるが、かゝぬ」とは述べている。しかしまた彼は、「政府の強化、行政権いても、帝国議会は最も重要なる中枢的地位を占めねばならり、国民の意思を十分に反映していなかったから政党は解体り、国民の意思を十分に反映していなかったから政党は解体の協賛権行使に反映することが最も重要」と考えるからであの協賛権行使に反映することが最も重要」と考えるからであの協賛権行使に反映することが最も重要」と考えるからであり、国民が可能な限り議会

戦時期の鈴木安蔵の言動

理し得るに至るであらう」とも言っている。 民の心情にいささかの不安、疑惑も残すところなく国政を処政府は、最も能率的に有効に、然も国民の実情に基いて、国政府は、最も能率的に有効に、然も国民の実情に基いて、国

置かれたものであったことも事実だろう。

「大政翼賛会を帝国憲法に引き付けてそれを肯定しるとして、大政翼賛会を帝国憲法に引き付けてそれを肯定しなとして、大政翼賛会を帝国憲法に引き付けてそれを肯定しるとして、大政翼賛会を帝国憲法に引き付けてそれを肯定しるとして、大政翼賛会を帝国憲法に引き付けてそれを肯定しるとして、大政翼賛会を帝国憲法に引き付けてそれを肯定しるとして、大政翼賛会を帝国憲法に引き付けてそれを肯定しるとして、対策を制力を持続している。

の代わりを行うようになっただけだというわけである。度国防国家」ではそれでは不十分なので、大政翼賛会が政党

ん実質的に存在しなくなった政党を組織する自由があるといいます。 一、政党結成の自由を否定していないと言う。ではないとし、政党結成の自由を否定していないと言う。ついないとし、政党結成の自由を否定していないと言う。ついないとし、政党結成の自由を否定していないと言う。ついないとし、政党結成の自由を否定していないと言う。ついないとし、政党結成の自由を否定していないと言う。ついないとし、政業賛会がそが十分に「翼賛」の実をあげていないとし、大政翼賛会がそが十分に「翼賛」の実をあげていないとし、大政翼賛会がそが十分に「翼賛」の実をあげていないとし、大政翼賛会が高いとし、大政翼賛会を帯国憲法に引き付けて解釈した。宮沢は、議会や政党が出る。 一、「万民翼のは「まことに慶賀にたへぬ」と言った宮沢俊義も、「万民翼のは「まことに慶賀にたへぬ」と言った宮沢俊義も、「万民翼が十分に、大政翼賛会が着々と翼賛を推進しているのは、「大政翼賛会が着々と翼賛を推進しているのは、「大政翼

だ、両者が、同じく帝国憲法に引き付けて大政翼賛会を肯定 しながら、政党・議会・翼賛会の位置づけでは異なっている う宮沢の議論が鈴木のそれより正しいというのではない。 た

政治組織」は理論的に存在しうるとするのである。ないという意味であって、そうでない「一元的一体的国民的ないという意味であって、そうでない「一元的一体的国民的 皇の決定を妨げるような「幕府的存在」の政治勢力が許され しそれは、「帝国の元首、統治権の総攬者であらせられる」天 もしなければ、また望むべきものでもない」と述べる。しか ドイツやファシズム・イタリアのような「一国一党が許され 力の結集が望ましい」とする。ただ、日本では、ナチズム・ 勢力の分立ないし分散よりも、一元的一体的組織による全勢 が何よりも必須である」とし、「抽象的議論としては、諸組織・ 治指導の……一元化、国家活動の最単純化、全国民の一体化 一九四三年になると鈴木は、「特に決戦時下においては、政

関の、軍務は統帥機関の、一般国務は「一元・一体的国民的 している。したがって鈴木の考える「英米的にも独伊的にも 政治組織の指導者」の輔弼を受けるのがよいのではないかと しかし鈴木は、天皇の意思決定に際し、宮務は宮中の輔弼機 絶対に第三者が独立的にこれをなすを許さぬ」ものである。 御意思決定は、独り(天皇御自身のなし給ふところであつて、 すなわち国家の意思決定は天皇がなすものであり、「天皇の

とされている。とされている。国民的政治組織」は、次のようなものあらざる」日本的な「国民的政治組織」は、次のようなもの

旨を奉戴し、御嘉納・御裁可を仰ぐを根本とし、而して承詔 独自的に決定的に主張するごとき態度をとらず、謹んで 「一切の行動、 国務上の政策立案、それの実現につい て

国情に適応せる理想的政治組織となるであらう」。 組織については、すべて「聖断に俟ち、国家意思決定に関す のうえ彼は、政党内閣は、政党指導者が内閣を独占し、自主 民主主義を意味しないという批判のかけらも見出せない。そ 三七年当時の鈴木自身による、議会が存在するということが 建設的存在理由」「展望」なのだろうか。この議論には、一九 在理由に一抹危惧を感じた国民」の見出した「議会の新しい 動が従来の特色・生彩を失つたかに感じ、議会そのものゝ存 翼賛議会と初めて称せられた当時において、何か知ら議会活 織は、「全国的支部組織を有し、また職域諸団体を指導する」 り、挙国的政治組織は、一君万民・万民輔翼なる日本独自の るものについては、すべて聖裁を仰ぐところのものたるかぎ るがための全国民的衆智・総意の綜合と吸収とを目標とし、 必謹の態度の国民的拡充・徹底、一般国務輔弼の万全を期す ものでなければならないともいう。しかしこれが、「いはゆる して憲法上難点を生じない」とされている。しかも、この組 以上のような「日本的国民的政治組織」なら、「一国一党はは決以上のような「日本的国民的政治組織」なら、「一国一党ス

てはならないとさえ述べるのである。 だから、彼の主張する「国民的政治組織の指導者」はそうあっ 的に政策を決定して実行したために、「論難の的」になったの

その研究が是非必要だと述べている。 たるを問ばすい 共栄、諸民族の新たな共栄圏体制的協和の点から言つても」、 洲、支那を除いての大東亜共栄圏なるものは、胴腹を抜きに 東亜共栄圏建設」を南方だけについて考えているが、「実は満 しかつたと思ふ」と述べている。そのうえで彼は、人々は「大 のであつた。かく言ふ自分もさうであつた。そしてそれは正 速に朝野の問題となり、我々の周囲の知友も、その専門の何 した手足のやうなもの」だとする。したがって「民族協和・ は、「大東亜戦争開始以来、大東亜共栄圏建設といふことが急 大陸問題」が「大東亜建設の基礎であり根幹なのであ」り、 さらに鈴木は、「大東亜共栄圏」についても論じている。 それぞれの立場から、その研究に馳せ参じた 彼

#### 「転向」の促進要因

年をすごした」と回想している。そして彼自身によれば、「『日 にたいする起訴、 判をつづけたが、それも最後に、……『現代憲政の諸問題』 ただ歴史的研究に世を避け、いつしか憲法史家として……十 鈴木は、二・二六事件以後も「微力ながら能うかぎりの批 有罪判決によって終止符をうたれて以来」、

戦時期の鈴木安蔵の言動

あいまいさ、分析・表現の誤りがある」という。 本憲法史概説』『憲法制定とロエスレル』には、

問」に対する彼なりの解釈であったと述べている。 いまや別個の体制の段落に進みつつあるのではないかとの疑い。 国家自体における矛盾と退廃との実態は、世界が、歴史的に 彼の『政党論』は、「デモクラシーの世界的危機、デモクラシー しく発見することを自己の課題とした」としている。さらに 文化の新理念』を執筆したころには、「日本文化独自の美を新 て清元の艶麗さに耳かたむけ」、『日本政治の規準』や『政治・ づくり、寝殿づくりの清楚でさびのある風趣にひかれ、下っ 心奪われ、「万葉集を愛唱し、中世紀の日本家屋、とくに書院 また彼は、横光利一『寝園』や川端康成『雪国』 の世界に

るなら、鈴木はまさしく「転向」したと考えられよう。 れたものであるから、「転向」に権力の強制という要件を加え の出版法違反事件に求めている。それは、権力によってなさ である。この変化の契機を鈴木自身は『現代憲政の諸問題 的な立場が、翼賛体制を賛美していくようになっていったの 発直後から次第に変化していったことがわかる。彼の反権力 ところで、このような「転向」を促進した要因は何だろう 彼自身の言葉から見ても、当時の彼の立場が、日中戦争勃

四九九

か。鈴木自身は、「自己の政治的世界観の脆弱さ」、すなわち

ルクス主義理論の忘却だと言っている。彼は、「日本精神に

当時叫ばれ出した独自の美しい特質がはたしてあるのか。自当時叫ばれ出した独自の美しい特質がはたしてあるのかのなのだという。

渡辺報告は、鈴木の「転向」は非常に時期が遅かったとし渡辺報告は、鈴木の「転向」は非常に時期が遅かったとし渡辺報告は、鈴木の「転向」は非常に時期が遅かったとし渡辺報告は、鈴木の「転向」は非常に時期が遅かったとし

衷性、弱さにたいする絶望、また『白人帝国主義』すなわち成政党の反動性と退廃にたいする反感、当時の無産政党の折『日本の大陸発展と共栄圏建設』で書いた、「資本家地主の既が「転向」を推し進めたという面もあろう。つまり鈴木自らという指摘は正しかろう。ただ、マルクス主義的な発展史観時期の遅さはともかく、民主化の担い手を見出せなかった

はないか。その辺りをもう少し見ていこう。を想などは、社会の発展という見方と通じるものがあるのでたデモクラシーが退廃しているかのように思えたという彼の維新運動にたいするひそかな期待など」、あるいは先に引用し維新運動にたいするひそかな期待など」、あるいは先に引用しれずリス、アメリカのアジア征服からの『アジアの解放』のイギリス、アメリカのアジア征服からの『アジアの解放』の

流動する」ものとして捉えていなかったというのである。ちろん一応の知識・関心は持っていたが、「自己の血潮の中に 開とともに、満州事変に対する認識を初めて明らかにし、 軍部の政治への関与などと絡めてなされる程度にすぎなかっ 憲法学史研究に向けられ、評論活動も、国内政治の動向に対 か、関心さへも別して深く抱かなかつた」と述べている。 こともあり、「率直に言つて満洲や支那については、研究は愚 援される蔣介石政権 れは「自己の血潮の中に流動する」ものとして捉えられたの うになった。満州事変勃発当時、獄中にいた彼は、時代の展 治史・外交史を捉え直し、大陸発展をその中に位置づけるよ た。しかし日本の大陸発展の進行とともに、彼は、 するものが主であった。外交問題に関する発言は、 ――を批判する。彼は、これまで憲法史研究に専念してきた 確かに、鈴木の研究は、日中戦争開始のころまで、憲法史・ 鈴木は、大東亜宣言の理念を擁護し、英米ソ及び英米に支 -あるいはソ連と通じる中国共産党 日本の政 国内での

しある

であったけれども、その民族 では、、日本は「持たざる国」であったけれども、その民族 は、旺盛な発展力を持つとする。しかも、日本の対外発展は、 は、旺盛な発展力を持つとする。しかも、日本の対外発展は、 は、旺盛な発展力を持つとする。しかも、日本の対外発展は、 は、田盛な発展力を持つとする。しかも、日本の対外発展は、 で利用され駆使されて、彼等のアジア分割・搾取の支配を委 に利用され駆使されて、彼等のアジア分割・搾取の支配を委 に利用され駆使されて、彼等のアジア分割・搾取の支配を委 に利用され駆使されて、彼等のアジア分割・搾取の支配を委 に利用され駆使されて、彼等のアジア分割・搾取の支持者的 に利用され駆使されて、の民族

歪曲され」たという。に英仏―而してそれと緊密に聯携せる米国―の利害に基いての力は弱く、「形式的に平等な発言・票決権」は、実際には「常の力は弱く、「形式的に平等な発言・票決権」は、実際には「常

来米との協調については二つの認識があると鈴木は言う。 英米との協調については二つの認識があると鈴木は言う。 英米との協調については二つの認識があると鈴木は言う。 英米との協調については二つの認識があると鈴木は言う。 英米との協調については二つの認識があると鈴木は言う。 英米との協調については二つの認識があると鈴木は言う。 英米との協調については二つの認識があると鈴木は言う。 英米との協調については二つの認識があると鈴木は言う。 英米との協調については二つの認識があると鈴木は言う。

あ」ると位置づける。事変後、中国は満州国を認めず、英米世界秩序を建設せんとして断乎たる行動を起した第一撃での英米的体制と原理とによる日本の窒息・抑圧を打破し、新意義を、「隠忍に隠忍を重ねて来た日本の軍部が、内外の一切満州事変以後、それが改まった。彼は、満州事変の歴史的

戦時期の鈴木安蔵の言動

はそれを支持することを方針とした。この方針は日本の受けはそれを支持することを方針とした。この方針は日本の受けなれることのできるものではなく、日満経済ブロックの完成入れることのできるものではなく、日満経済ブロックの完成のために、「北支・中支・南支自体が日満の新たな経済的建設の直接的基礎となる」必要があり、さらに南方進出は大陸進出と「不可分」であった。したがって日中戦争の展開は、「日と「不可分」であった。したがって日中戦争の展開は、「日と「不可分」であった。したがって日中戦争の展開は、「日と「不可分」であった。したがって日中戦争の展開は、「日として蔣介石政権、張学良政権を使嗾し支援せる英米帝国主として蔣介石政権、張学良政権を使嗾し支援せる英米帝国主として蔣介石政権、張学良政権を使嗾し支援せる英米帝国主義を日本のアジア解放闘争との衝突であ」り、同時に「日支護として蔣介石政権、張学良政権を使嗾した。この方針は日本の受けなれることのである。そして中国の民族運動は、第一の敵である英米から目をそらしているという。

力の増大と結びつく排日運動を許しておけないという。 一力の増大と結びつく排日運動を許しておけないという。 世紀、ソ連は、「労働者農奴の解放運動を利用し激成して諸権を持つ。しかもソ連は、国共合作を利用して、「ソヴエート化を持つ。しかもソ連は、国共合作を利用して、「ソヴエート化を持つ。しかもソ連は、国共合作を利用して、「ソヴエート化を持つ。しかもソ連は、国共合作を利用し激成して諸権が、ソ連は、「労働者農奴の解放運動を利用し激成して諸権が、ソ連は、英米にだけでなく、ソ連にも敵意を示す。彼によ

は、社会発展的議論を展開してい以上の理解のうえに鈴木は、社会発展的議論を展開していいよっている。

は、利力の対解主義・指導者原理・権威主義が強力政体制・「統制・計画経済……公益主義」・「新秩序創造を目ざすを「国防国家体制・全体主義体制の建設期」と捉えている。を「国防国家体制・の均衡主義」が一方で、近代国家体制」の政治理念・経済理念・外交政策・財政政策がそれぞれ、「自由主義的立憲政治」・「資本制的自由経済・私益主義」・「世界既存秩序肯定・国際協調主義」・「国防国経済・私益主義」・「世界既存秩序肯定・国際協調主義」・「国防国経済・私益主義」・「大田家体制」はそれぞれ、「全体主義・指導者原理・権威主義的強力政治」・「統制・計画経済……公益主義」・「新秩序創造を目ざする。つまり明治維新から昭和の初頭までを「近代国家体制誕生・発展期」と捉えている。

するか」しか、「絶対に方法はな」かったという。自由主義経するか」しか、「絶対に方法はな」かったという。自由主義経済のように広大な地域を支配する国家はともかく、領土が狭く、かつ生産力が増大しつつあった国は、「まさにその生存をないが、「第三等国、第四等国の地位に顕落して細々と存在でが対し、「第三等国、第四等国の地位に顕落して細々と存在でが対し、「第三等国、第四等国の地位に顕落して細々と存在では対し、「第三等国、第四等国の地位に顕落して細々と存在では対し、「第三等国、第四等国の教力の及ぶ地域を過剰生産品のによる不況が到来し、自国の教力の及ぶ地域を過剰生産品のによる不知が、「絶対に方法はな」かったという。自由主義経済原理によって生産した結果、生産過剰各国が自由主義経済原理によって生産した結果、生産過剰を国がした。

を痛感」させた。(単)の失敗は、広域経済の必要だけでなく、ソ連の計画経済の必要済の失敗は、広域経済の必要だけでなく、ソ連の計画経済の

他方、鈴木によれば、「西洋近代文化」は「頽廃」していた。 他方、鈴木によれば、「西洋近代文化」は「頽廃」していた。 ここに最もふさはしき」立場にあるとされる。またこのような「大東亜共栄圏・世界新快亨は、新じて平和裡を対する帰一」や「位階制的秩序尊重」、「没我的道義性」などから成るものではなく、「東洋文化の独自的な優秀性」にとして妄信するのではなく、「東洋文化の独自的な優秀性」にとして妄信するのではなく、「東洋文化の独自的な優秀性」にとして妄信するのではなく、「東洋文化の独自的な優秀性」にとして妄信するのではなく、「東洋文化の独自的な優秀性」にとして妄信するのではなく、「東洋文化の独自的な優秀性」にとして妄信するのであり、「デモクラシー、個人主義、功利主者に対する帰一」や「位階制的秩序尊重」、「没我的道義性」などから成るものであり、「デモクラシー、個人主義、功利主などから成るものであり、「デモクラシー、個人主義、功利主などから成るものであり、「デモクラシー、個人主義、功利主などから成るものであり、「デモクラシー、個人主義、功利主などから成るものであり、「デモクラシー、個人主義、対利主を関係の中に秩序がない。といる、「大東亜共栄圏・世界新快亨は、新じて平和裡の大きにより、「大東亜共栄圏・世界新快亨は、新じて平和裡の大きにより、「大東社会」といいます。

一段階」は、「高度国防体制的な大地域指導国家体制」である本に全アジアが協力する必要があり、「大東亜共栄圏確立の第歩は、先づ米英帝国主義支配の排除である」。そのために、日に達成し得るものではない」という。「大東亜共栄圏への第一このような「大東亜共栄圏・世界新秩序は、断じて平和裡

ているのである。主」が尊重された「共存共栄体制」が実現されると述べられ主」が尊重された「共存共栄体制」が実現されると述べられとされる。これを前提とした場合のみ、各民族の「独立」「自

序の発展」という評価である。 中の発展」という評価である。 という英米帝国主義に代わる支配ではないとされる。こう。そして日本のアジアでの優位は、「民族個人主義・利己主義」という英米帝国主義に代わる支配ではないとされる。こうして国防国家体制が正当化され、日本の対英米戦争も正当たれる。その帰結が、大東亜共同宣言に対する「世界新秩化される。その帰結が、大東亜共同宣言に対する「世界新秩」という評価である。

畜米英』とか『一億総蹶起』とかのスローガンはきらいであったために、過ちを犯したというのである。しかし彼は、「『鬼をして彼は、先に述べたように、マルクス主義を忘れてい

戦時期の鈴木安蔵の言動

んだ形であったにせよ、ここに現れていると見ることができとしても、彼の社会発展観が、あるいは民族解放史観が、歪ると考えた」と回顧している。マルクス主義の忘却を認めたると考えた」と回顧している。マルクス主義の忘却を認めたことは、わたくしの信念に一致した。まさしく米英の侵略が、ことが、『白人帝国主義』『米英』からアジアを解放するという

すく、そのうちに自己の姿を見失う可能性も十分ある。彼は 意によって収入がいくらかあったとはいえ、極貧に近い生活 意によって収入がいくらかあったとはいえ、極貧に近い生活 意によって収入がいくらかあったとはいえ、極貧に近い生活 をしてきていたので、その収入も日常生活をやり繰りするの で精一杯で、とても蓄えには当てられなかっただろう。した で精一杯で、とても蓄えには当てられなかっただろう。した で精一杯で、とても蓄えには当てられなかっただろう。した で精一杯で、とても蓄えには当てられなかっただろう。した で精一杯で、とても蓄えには当てられなかっただろう。した で精一杯で、とても蓄えには当てられなかっただろう。した で精一杯で、とても蓄えには当てられなかっただろう。した で精一杯で、とても蓄えには当てられなかっただろう。した

西部軍報道部長として赴任することになった陸軍大佐・町田の部軍報道部長として赴任することになった陸軍大佐・町田のこと、学会的な地位への就任は」「当分自分にその資格はないから」辞退したのである。 いずれにしても、マルクス主義から離れていたと言う鈴木いがら」辞退したのである。 というな時期の言動を深く反省し、そのため、敗戦後、「教壇に立るの時期の言動を深く反省し、そのため、敗戦後、「教壇に立るの時期の言動を深く反省し、そのため、敗戦後、「教壇に立るの時期の言動を深く反省し、そのため、敗戦後、「教壇に立るの時期の言動を深く反省している。

鈴木は、報道部にいたため、広島・長崎の原爆投下とその を対している。 ・信夫韓一郎から聞いて知ることができた。 をのとき彼は、「蘇生の思いが急にわいてきた」というが、火 をのとき彼は、「蘇生の思いが急にわいてきた」というが、火 野が無念がるのを見て、「自分は降伏をよろこんでいる。心は すでに生きてかえれることに向かっているのに、葦平は、そ んなことは念頭になく、祖国の敗北を悲しみ、なおも生命を 体がてたたかおうとしているのだ」と感じ、自分を戒めたと 棒げてたたかおうとしているのだ」と感じ、自分を戒めたと も回想している。

#### 結び

> こともある。 こともおろという方法をとった。彼の評論は、基本 からなされているため、財閥や軍部 からなされているため、財閥や軍部 からなされているため、財閥や軍部 を信僚だけでなく、ブルジョアジーや政党も批判されるが、 を信僚だけでなく、ブルジョアジーや政党も批判されるが、 を高い、 を高い、 を高い、 では、 をとった。 での評論は、基本 を高い、 をとった。 での評論は、基本 をにいるが、 をとった。 での評論は、基本

の国威発揚」を期している。

「皇国日本教会の権限の拡大を主張しているが、その際、すでに伊藤博達反によって発禁となり、有罪判決を受ける。その直後の論違反によって発禁となり、有罪判決を受ける。その直後の論違反によって発禁となり、有罪判決を受ける。その直後の論議会の権限の拡大を主張しているが、その際、すでに伊藤博議会の権限の拡大を主張しているが、その際、すでに伊藤博議会の権限の拡大を主張しているが、その際、すでに伊藤博議会の権限の拡大を主張しているが、その際、すでに伊藤博議会の権限の拡大を主張しているが、その際、すでに伊藤博議会の権限の抵大を当時が、日本のが後の「転向」の問題と関わってくるの国威発揚」を期している。

果たしてこの場合、何を「転向」とするかによって、「転向」てきた『日本政治の規準』は、「転向」以前のものとされる。して実際の政治を批判するという方法がとられていたのだとして実際の政治を批判するという方法がとられていたのだとこったのであり、それまでは大日本帝国憲法を絶対の基準と渡辺報告によれば、一九四一年の末に鈴木の「転向」が起渡辺報告によれば、一九四一年の末に鈴木の「転向」が起

戦時期の鈴木安蔵の言動

には、時流への迎合が若干見られるのである。といかり知りを行ってくるように思われる。すなわち鈴木が、大京、渡辺報告の立場もありうる。しかもこの立場は、マルクら、渡辺報告の立場もありうる。しかしマルクス主義的立場の中にもある程度の意味を見出そうとする点で、鈴木の理解の中にもある程度の意味を見出そうとする点で、鈴木の理解の中にもある程度の意味を見出そうとする点で、鈴木の理解の中にもある程度の意味を見出そうとする点で、鈴木の理解の中にもある程度の意味を見出そうとする点で、鈴木の理解の中にもなった。 の中にもある程度の意味を見出そうとする点で、鈴木の理解の中にもある程度の意味を見出そうとする点で、鈴木の理解の中にもあるを表する。

「憲法絶対論」から大東亜共栄圏肯定論への立場・思想の変化、大阪のでで、でいることを重視すれば、彼の「転向」をある、でいることを重視すれば、彼の「転向」をかく、マルクス主義者であり、鈴木の言論が出版法違反事件によって若干変わっていることを重視すれば、彼の「転向」による処罰という明確な「権力の強制」がある。「転向」を単なる思想の変化と捉え、「権力の強制」がある。「転向」を単なる思想の変化と捉え、「権力の強制」がある。「転向」を単なる思想の変化と捉え、「権力の強制」がある。「転向」を単による処罰という明確な「権力の強制」がある。「転向」を単による処罰という明確な「権力の強制」がある。「転向」を対して、鈴木の言論が出版法違反事件自身がマルクス主義者であり、鈴木の言論が出版法違反事件自身がマルクス主義者であり、鈴木の言論が出版法違反事件自身がマルクス主義者であり、

うか。 であって、「転向」という概念は避けた方がよいのではなかろ

へと結実していくのである。体の改造の必要性に彼の目を開かせ、憲法研究会の憲法草案がクス主義は、敗戦という事態に接したとき、今度は社会全より促進されたことを指摘してきた。しかし彼の依拠したマより促進されたことを指摘してきた。しかし彼の依拠したマ

(1) 鈴木に関する先行研究は、ほぼ鈴木憲法学の研究であると言ってもよい。鈴木憲法学は、美濃部達吉・佐々木惣一→宮沢俊養といてもよい。鈴木憲法学は、美濃部達吉・佐々木惣一→宮沢俊養といてもよい。鈴木憲法学は、美濃部達吉・佐々木惣一→宮沢俊養といてもよい。鈴木憲法学は、美濃部達吉・佐々木惣一→宮沢俊養といてもよい。鈴木憲法学の外で、「社会科学としての憲法学」を生み出したもう支配的憲法学」である。影山日出弥「科学的憲法学の生誕と終焉」鈴木安蔵編『日本の憲法学』評論社、一九六八年、影山日出弥「科学的』窓法学」であると発展「日本]」日本評論社、一九七六年。
 (1) 鈴木に関する先行研究は、ほぼ鈴木憲法学師座① マルクス主義法学の成立と発展「日本]』日本評論社、一九七六年。
 (1) 鈴木に関する先行研究は、ほぼ鈴木憲法学の研究であると言ってもよい。鈴木憲法学は、美濃部達吉・佐々木惣一→宮沢俊養という支配的窓法学」であると言っており、

号(一九八六年)、成嶋隆「試論・鈴木憲法学の構造」鈴木安蔵博士蔵における憲法学研究の生成と展開」『名古屋大学法政論集』─○九なされた最近の鈴木憲法学研究として、次がある。森英樹「鈴木安

成嶋隆「宮沢と鈴木」杉原泰雄編『憲法思想』〈講座・憲法学の基礎追悼論集刊行会編『日本憲法科学の曙光』勁草書房、一九八七年、

4〉勁草書房、一九八九年。

また鈴木の生誕から「学連事件」前後までの鈴木憲法学の形成期また鈴木の生誕から「学連事件」前後までの鈴木憲法学の形成期また鈴木安蔵と『学連事件』「立正法学論集』二二巻二〜四号(一九八八年)、金子勝「鈴木安蔵氏の思想――福島県相馬中学校時代」『立正法学論集』の研究のために――」『立正法学論集』一九巻三・四号(一九八六年)、金子勝「鈴木安蔵氏の思想――福島県相馬中学校時代――鈴木憲法学の研究のために――」『立正法学論集』一九巻三・四号(一九八六年)、金子勝「鈴木安蔵氏の思想――福島県相馬中学校時代」『立正法学論集』の研究のために――」『立正法学論集』一九巻三・四号(一九八六年)、金子勝「鈴木安蔵氏の思想――第二高等学校時代」『立正法学論集』の一巻一〜四号(一九八六年)、金子勝「鈴木安蔵の思想――京都帝武学の形成期また鈴木安蔵と『学連事件』「立正法学論集』二二巻一〜四号(一九八九年)、金子勝「鈴木安蔵と『学連事件』「立正法学論集』二二巻一〜四号(一九八九年)、金子勝「鈴木安蔵と『学連事件』「立正法学論集』二十巻三・四号(一九八九年)、金子勝「鈴木安蔵と『学連事件』「立正法学論集』二二巻一〜四号(一九八九年)、金子勝「鈴木安蔵と『学連事件』「立正法学論集』二二巻一〜四号(一九八九年)、金子には、1000年)、1000年)、1000年)、1000年)、金子には、1000年)・1000年)

るシンポジウム、研究、追悼文などが収録されている。なお、鈴木安蔵博士追悼論集刊行会編、前掲書、には鈴木に関す

- ──一○四頁。(2) 渡辺治 [〔報告〕ファシズムの時代と鈴木憲法学の形成〕鈴木安(2) 渡辺治 [〔報告〕ファシズムの時代と鈴木憲法学の形成〕鈴木安
- 会編、前掲書、改訂増補下、一九七八年、第五篇、参照。思想の科学研究会の「転向」研究に対する反応は、思想の科学研究年、五頁。鶴見俊輔『転向研究』筑摩書房、一九七六年、一〇頁。年、五頁。鶴見俊輔『転向研究』 転向』上、平凡社、一九五九(3) 思想の科学研究会編『共同研究』転向』上、平凡社、一九五九(3) 思想の科学研究会編『共同研究』 転向』上、平凡社、一九五九(3)
- 性——文化人類学的考察』中央公論社、一九七一年、九六頁。月十六日、四月二十四日、五月二十一日各夕刊、祖父江孝男『県民(4) 「新人国記 24 福島県」①、⑦、⑳『朝日新聞』一九八四年四
- (5) 鈴木安蔵「我が家」金子、前掲「鈴木憲法学生誕の経緯」、所収、
- (6) 金子、前掲「鈴木憲法学生誕の経緯」、一三一―一三四頁。鈴木

で、介書「合大原生を上面」を書く、した」と記して、 で、介書「合大原生を上面」を書く、した」と、「一二三―一二四頁。 「季刊現代と思想」三五号(一九二八年六月)、一六○頁(社会調査」『思想研究資料第七輯) 日本赤色救援会資料(思想研究資料第五一輯)』東洋文化社、一九八○年、として復刻)からもから、検事、予審判事相手にも、みずからの信ずしる感じなかったがら、そのまま確実な記録とは言えない」が、「われわれは、みあるから、そのまま確実な記録とは言えない」が、「われわれは、みあるから、そのまま確実な記録とは言えない」が、「われわれは、みあるから、そのまま確実な記録とは言えない」が、「われわれは、みあるから、そのまを確定とは言えない」が、「われわれは、みあるから、と言っている。鈴木は、ことは、「学生治安維持法違反事件身上が漠然と政治家を志していたことは、「学生治安維持法違反事件身上が漠然と政治家を志していたことは、「学生治安維持法違反事件身上が漠然と政治家を志していたことは、「学生治安維持法違反事件身上が漠然と政治家を志していたことは、「学生治安維持法違反事件身上が漠然と政治家を志していたことは、「学生治安維持法違反事件身上が漠然と政治家を志していたことは、「一二二一一二四頁。

- (7) 金子、前掲「鈴木憲法学生誕の経緯」、一三一―一三五頁。
- 木憲法学生誕の経緯」、一三五―一三六頁。 木憲法学生誕の経緯」、一三五―一三六頁。金子、前掲「鈴
- 生誕の経緯」、一三六頁。 生誕の経緯」、一三六頁。 金子、前掲「鈴木憲法学(9) 鈴木、前掲「学連事件1」、一二〇頁。金子、前掲「鈴木憲法学
- 評論社、一九六七年、二四、二七頁。 鈴木安蔵『憲法学三十年』(10) 鈴木、前掲「学連事件1」、一二三頁。鈴木安蔵『憲法学三十年』
- 上調査」、一六一―一六三頁。 明書房、一九五二年、一二八頁。前掲「学生治安維持法違反事件身明書房、一九五二年、一二八頁。前掲「学生治安維持法違反事件身別・一分本の読書遍歴』黎
- (12) 鈴木、前掲書、二八頁。
- (13) 金子、前掲「鈴木憲法学生誕の経緯」、一四九、一五六頁。
- レニ質。 | 栄編集代表『日本政治裁判史録|| 昭和·前』第一法規、一九七〇年、|| | 栄編集代表『日本政治裁判史録|| 昭和·前』第一法規、一九七〇年、|| | 大温集代表『日本政治裁判史録|| 昭和·前』第一法規、一九七〇年、|
- (16) 同右、一七──九頁。判決主文は、同右、七四──七五頁。判決 一○─一一、三七、六四頁(社会問題資料研究会編、前掲書、所収)。(15) 「学生治安維持法違反事件梗概」、前掲『思想研究資料』第七輯、

があるが、両者とも全文ではない。 九二七年六月十八日)、五―八頁、松尾、前掲論文、八二―九六頁、 審の判決を収録したものとしてほかに『法律新聞』二六九九号(一中、弁護人の主張を退けた部分は、同右、九八―九九頁。なお第一

- (17) 同右、七七頁。
- (18) 『法律新聞』二六九五号(一九二七年六月八日)、一七頁。
- 四年五月)、一五九頁。この論文は、鈴木安蔵『日本憲法学の生誕と(2) 鈴木安蔵「日本憲法学の生誕と発展」『思想』一四四号(一九三

発展』叢文閣、一九三四年、に収録されている。

- (2) 鈴木、前掲「日本憲法学の生誕と発展」、一六一頁。鈴木安蔵「憲代という。
- (22) 鈴木、前掲「日本憲法学の生誕と発展」、一六一頁。
- (23) 同右、一六三、一六五頁。
- (24) 同右、一六六頁
- 26) 同右、一七五——1七六頁。
- (26) 同右、一七六頁。
- 4) 同右、一七七、一八一頁。
- という文句は、穂積の言葉としては見当たらない。 日本の政治を「大権政治」としている。議会政治は国体変更である「多数政党ノ専権ニ外ナラ」ないイギリスの「議会政治」に対比して、版を使用した(後に『修正増補 憲法提要』が出ている)。穂積は、版を使用した(後に『修正増補 憲法提要』が出ている)。穂積に、別の一一八一頁。穂積八束『憲法提要』上、有妻閣書28) 同右、一八○—一八一頁。穂積八束『憲法提要』上、有妻閣書28)
- (29) 鈴木、前掲「日本憲法学の生誕と発展」、一九〇頁。穂積、前掲

- 頁。 一六三頁。鈴木、前掲「日本憲法学の生誕と発展」、一九〇―一九一 一六三頁。鈴木、前掲「日本憲法学の生誕と発展」、一九〇―一九一
- |掲「日本憲法学の生誕と発展」、一八五頁。||(31)||鈴木、前掲『憲法の歴史的研究』、三九六―四〇二頁、鈴木、前
- (32) 同右、一八六頁。
- (33) 同右、一九〇頁。
- (4) 美濃部達吉『憲法講話(全)』有斐閣書房、一九一二年、四五―四(34) 美濃部達吉『憲法講話(全)』有斐閣書房、一九一二年、四五―四
- (3) 鈴木、前掲「日本憲法学の生誕と発展」、一八七―一八八、一九二頁。
- 頁。 四年三月)、鈴木、前掲『日本憲法学の生誕と発展』、所収、一八○四年三月)、鈴木安蔵「日本憲法と政党政治」『人物評論』二年三号(一九三頁。
- (37) 鈴木、前掲「日本憲法学の生誕と発展」、一九二―一九三頁。
- (3) 「穂積八束先生傳」(執筆・高橋作衛)及び「年譜」、『穂積八束先生傳」、執筆・高橋作衛)及び「年譜」、『穂積八束先生傳」(執筆・高橋作衛)及び「年譜」、『穂積八束
- 三頁。 した彼の理論上の限界の一つであるとされる。同右、一〇一―一〇 になの理論上の限界の一つであるとされる。同右、一〇一―一〇
- 二六九頁。なお、この論文は、鈴木安蔵『日本憲法学の生誕と発展』(40) 鈴木安蔵「天皇機関説論争の経緯」『改造』一九三五年四月号、

だし穂積と美濃部との共通性は説かれていない。 鈴木は、上杉の機関説批判を「護憲運動の勝利、立憲主義学説の制 置づけ、貴衆両院の美濃部批判者も「信仰的」「政治的」とする。た あり、新勢力克服のための理論的闘争であつ」 て、「超科学的」 と位 覇、議会主義の普及に対する旧勢力の焦慮と苦悶との理論的反映で 憲法学説の方面にも及んで来たことの一兆候」だと指摘する。また 主義的見地」と「実証的研究方法」のためであるとし、「統制政策が、 学説がマルクス主義と変わらぬものと批判されるのは、その「立憲 国体の万国無比なることを讚仰してゐる」にもかかわらず、美濃部 論』一九三五年四月号、がある。そこでも鈴木は、美濃部が「日本 擁護したものとして鈴木安蔵「美濃部博士の憲法学説問題」『社会評 との論文の方から引用する。この論文のほか当時、鈴木が美濃部を いるが、歴史状況に対する言論の展開を主に考察しているので、も 新版、法律文化社、一九六六年、一五六―一八一頁、に収められ

- 鈴木、前掲「天皇機関説論争の経緯」、二六九頁。
- 同右、二六三頁。
- 同右、二六二頁。
- 44 同右、二六二—二六三頁
- 45 同右、二六三頁。
- 同右、二六四頁。
- 前掲『憲法提要』上、六七頁。
- 鈴木、前掲「天皇機関説論争の経緯」、二六四―二六五頁。
- 同右、二六七—二六八頁
- 鈴木、前掲『憲法学三十年』、七二―七四頁。
- ぼくが瀧川君だったらひとりで戦うよ」と言ったという。松尾尊允 濃部は、滝川事件当時、宮沢に、「学者はいつも孤独なものだ。もし も問われる状況だったから、無理もないとも述べている。ただ、美 かったことについて、宮沢俊義や一木喜徳郎、金森徳次郎らの責任 同右、一二九—一三〇頁。もっとも、鈴木は、美濃部擁護がな

たちの瀧川事件』新潮社、一九八五年、一一三頁。 臼井茂「歴史の現場をみつめて」瀧川事件・東大編集委員会編『私 編『十五年戦争史① 満州事変』青木書店、一九八八年、一八二頁。 「非常時下の知識人-—」藤原彰·今井清一

- 鈴木、前掲「天皇機関説論争の経緯」、二六一、二六九頁。
- にはわからない。 らに批判的な言辞が重ねられているようだが、伏せ字が多く、正確 論』一九三六年六月号、一一七—一一八頁。鈴木のもとの文章はさ 鈴木安蔵 | 革新議会の総批判 | 今議会は国民の味方か | 『中央公
- (5) 鈴木安蔵「デモクラシーと我が議会政治」『中央公論』一九三六 年四月号、七九頁。
- $\widehat{56}$ (55) 同右、八一頁。 同右。
- $\widehat{57}$ 同右、 八六頁。
- <u>58</u> 同右、 八七頁。
- <del>5</del>9
- 鈴木、前掲「今議会は国民の味方か」、一二二―一二三頁。
- に再録されている。 七年一月)、九頁。なお、この論文は、鈴木、前掲『憲法学三十年』、 鈴木安蔵「憲法政治と独裁政治」『法律時報』九巻一号(一九三
- (61) 鈴木、前掲「デモクラシーと我が議会政治」、八七頁。
- 62 鈴木、前掲「今議会は国民の味方か」、一一八頁。
- だ、彼は、「政党の無力振り」を批判して、図らずも蠟山と同様の見 頁。また彼が、斎藤隆夫の一九三六年五月七日の本会議での二・二 し、その自由権を保証する」主体を見出せないでいる。同右、九〇 方を示し、そのため、政党に代わって「国民大衆の真の利益を擁護 通じるだろう。彼は、「斎藤隆夫氏の軍人政治干与排撃の演説のごと 客観的意義を過重評価しがちである」としているのは、以上の点と 六事件批判を、「斎藤氏の努力に対して敬意を表する」が、「それの 鈴木、前掲「デモクラシーと我が議会政治」、八七—八九頁。た

- 底期待し得ない」という。鈴木、前掲「憲法政治と独裁政治」、一一 あるが、「国民自由権・参政権確保、強化のために闘ひ得るとは、到 政党の「五日会」についても、財閥との関係は薄く、立憲主義的で も「救世主」となりえないとも指摘している。同右、一二三頁。民 七、一二〇―一二一頁。さらに彼は、社会大衆党のような無産政党 であつた」としている。鈴木、前掲「今議会は国民の味方か」、一一 まく〜軍首脳部自身の過激分子清算の方針と合致したからこそ可能 きも一見自由主義の復位の徴候のごとく見られるけれども、実はた
- 掲「憲法政治と独裁政治」、一〇頁。 鈴木、前掲「デモクラシーと我が議会政治」、九〇頁。鈴木、 前
- <u>65</u> 鈴木、前掲「憲法政治と独裁政治」、 鈴木、前掲「今議会は国民の味方か」、一一九頁。
- $\widehat{67}$ 鈴木、前掲「今議会は国民の味方か」、一二〇、一二二―一二三
- $\widehat{68}$ 鈴木、前掲「憲法政治と独裁政治」、九、一二頁。
- 鈴木、前掲「今議会は国民の味方か」、一二一―一二二頁。
- 三九—四〇頁。 鈴木安蔵「日本独特の立憲政治」『中央公論』一九三七年七月号、
- 鈴木安蔵「内大臣論」『自由』一巻八号(一九三七年)、四〇頁。
- 同右、四〇、四四頁。
- 同右、四〇--四一頁。
- 鈴木安蔵 「若干の疑問」 『改造』 一九三七年九月号、五八―五九 同右、四五頁。
- (一)、明治文献、一九六七年、一二〇頁。 小田切秀雄・福岡井吉編『昭和書籍/雑誌/新聞発禁年表』下
- (77) 鈴木安蔵「我が内閣制度の特質と将来」『改造』一九三七年十二 月号、二一一二二、二四、二八頁。

- 79 同右、二九一三〇頁
- 80 鈴木、前掲『憲法学三十年』、一四〇、一四二頁。
- 見逃せないと、警視庁の人間が京口元吉に話したという。同右、一 四〇一一四一頁。 しているから、警視庁は黙っているのであって、教壇に立ったなら 同右、一四二―一四三頁。鈴木や羽仁五郎は書斎で研究に専念
- (8) 警保局図書課『出版警察報』一一一号(内務省警保局編『出版 年三月二十日であり、矢内原忠雄の出版法違反事件が同検事局に送 致された四日後のことである。 鈴木の事件が東京刑事地方裁判所検事局に送致されたのは一九三八 警察報』三二〔一一一一一三号〕、不二出版、一九八二年、所収)。
- (8) 鈴木、前掲『憲法学三十年』、一四四頁。ただし「尾佐竹博士は、 てくれた」という。 とも、実質的には同じ勤務をさせ、同じ額の手当をつづけて支給し 衆議院当局にたいしては強くわたくしを擁護して、辞表を出したあ
- (84) 同右、一五五頁。
- 井憲一の発言。 生」鈴木安蔵博士追悼論集刊行会編、前掲書、所収、一〇五頁。永 「シンポジウム・鈴木憲法学をめぐって Ⅱ帝国憲法と鈴木先
- (86) 畑中繁雄『覚書昭和出版弾圧小史』図書新聞社、一九六五年、 告されなかった。 ではない」ということであるが、ここにあげられた人々には直接通 三八頁。この内示は、「単行書については、かならずしもそのかぎり
- (87) 鈴木、前掲『憲法学三十年』、一五九―一六一頁。このほかに参 郎、土屋喬雄らがいたという。 林茂、今中次麿、吉村正、清宮四郎、 田正次、佐藤功、田畑忍、渡辺幾治郎、堀真琴、京口元吉、岡義武、 加した人として、宮沢俊義、中野登美雄、河村又介、藤田嗣雄、稲 田中二郎、刑部荘、大石兵太

- ——三〇頁。 「かくあるべし新体制」『中央公論』一九四〇年八月号、一二九
- 同右、一三四頁。
- (9) 同右、一一八、一三二—一三二頁
- 同右、一一六、一二六頁。
- 同右、一二〇、一二五、一三一頁。
- —七三、七六、七八—八〇、八二頁。 鈴木安蔵「翼賛議会とは何か」『改造』一九四一年二月号、七二
- 場を変えた。 号、一一二、一一五—一二三、一二六—一二八頁、など。宮沢は、 ロ・サクソン国家のたそがれ」『改造』一九四二年一月号、でその立 を批判していたが、この「大政翼賛運動の法理的性格」と「アング 政治形態の本質」『中央公論』一九三四年十一月号、で激しく独裁制 「独裁制理論の民主的扮装」『中央公論』一九三四年二月号、「独裁的 宮沢俊義「大政翼贅運動の法理的性格」『改造』一九四一年一月
- (一九四三年)、二三—二四頁。 鈴木安蔵「挙国的国民政治組織の法理」『政界往来』一四巻四号
- .96) 同右、二一、二四—二五頁。鈴木は、天皇の意思決定に当たり、 いる。 天皇は輔弼を受けることがあるが、その選択も「 天皇の御自由で や「聖旨」などの語句の前が、尊敬の念を込めて一文字開けられて ある」としている。この論文では、全部に徹底していないが、「天皇」
- 同右、二六頁。
- 同右、二一、二五—二六頁。
- (9) 鈴木安蔵「大東亜共栄圏建設と満・支」『政界往来』 | 五巻三号 亜書院、一九四四年、三〇二―三〇三頁、などでも展開されている。 いうことについては、鈴木安蔵『日本の大陸発展と共栄圏建設』東 (一九四四年)、四六頁。大東亜共栄圏建設にとって大陸が重要だと 鈴木、前掲『憲法学三十年』、一七九頁。

- 同右、一七九—一八〇、一八七—一九二頁。
- 前掲報告、九一一一〇〇頁。一七九一一八〇、一八二頁。
- 鈴木、前掲『憲法学三十年』、一八三頁。
- (16) 鈴木、前掲『日本の大陸発展と共栄圏建設』、三〇一頁。中国共
- (頭) 同右、一六二―一六四、二二〇―二二一頁。日本民族の長所に ついて、同右、四三―四七頁、参照。

産党への批判は、同右、三一八―三二四頁、で述べている。

- (町) 同右、一七〇一一七一、一七五頁。
- (38) 同右、二三、二五頁。
- (Ⅲ) 同右、二一一、二二九—二三〇、二三四—二三五頁。 (⑭) 同右、二一四—二一七、二五五—二五七、二五九、二六二頁。 ただ、軍部も財界・政党も、日本の東洋制覇に異議はないとする。
- $\widehat{\mathbb{I}}$ 同右、二六八—二六九頁。
- (⑿) 同右、二〇六、二二六—二二七頁。同右、二六〇—二六一頁, も参照。
- 同右、 七八一八一頁
- 同右、四七—五一、五六—六三頁。同右、二七—二九、三一—三二頁。
- $\widehat{118}\ \widehat{117}\ \widehat{116}\ \widehat{115}\ \widehat{114}$ 同右、六八一六九頁。
  - 同右、一九、二二、二七六—二八六頁。
- 鈴木、前掲『憲法学三十年』、二〇一頁
- 同右、二〇三頁。
- 終的には、家族の運命を考えざるをえなかった。と洩らされた」(圏 的態度を忘れ国策に同調した時期があったこと」〕に及んだとき、最 安蔵博士追悼論集刊行会編、前掲書、所収、二五九頁、は次のよう に述べている。「あるとき談たまたま、その近辺〔「学者らしい批判 小林孝輔「回想の鈴木安蔵先生――その思想と行動――」鈴木

- 125 124 123 122 121
- ただいた。特に鈴木氏のあまり触れられたくないであろう時期の『日 露子両氏)にお目にかかり、鈴木氏の貴重な図書の一部をお貸しい (付記) 本稿の執筆に際し、鈴木安蔵氏の三女御夫妻 (高木富士男・ ) 鈴木、前掲『憲法学三十年』、一七五頁。 同右、二〇二一二〇七頁。 同右、二〇二十二〇七頁。

本の大陸発展と共栄圏建設』も拝借することができた。記して謝意 (博士課程社会科学研究科五年)